

基本計画

基本方針

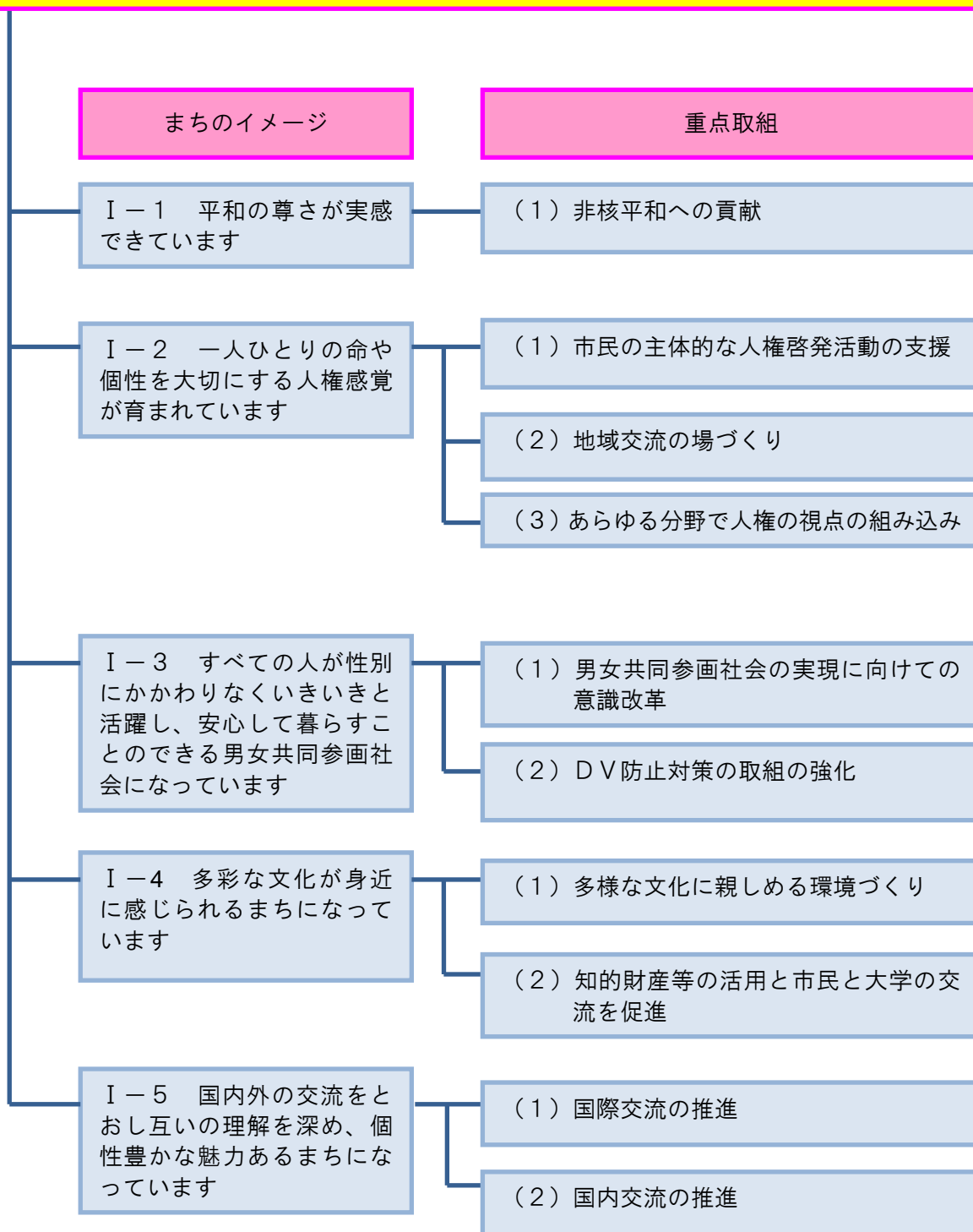
- ルートⅠ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
- ルートⅡ 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
- ルートⅢ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
- ルートⅣ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
- ルートⅤ 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
- ルートⅥ 支え合いと備えで安全に暮らせるまち
- ルートⅦ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

基本姿勢

- ベースⅠ 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます
- ベースⅡ 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

<基本方針>

ルートⅠ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち



ルート <small>(基本方針)</small>	Ⅰ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちのイメージ	Ⅰ-1 平和の尊さが実感できています 「非核平和都市宣言」に基づいた核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた事業に市民が自主的に参加し、戦争の悲惨さを風化させず、平和の尊さが次世代に伝わっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 平和事業の参加人数が増えない中、より一層の平和に対する意識啓発の取組が必要です。
- ◆ 戦争を体験した人が少なくなっており、平和の尊さを伝え引き継いでいくことが重要となっています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 非核平和への貢献

- ・非核平和意識の高揚が図られるよう啓発のための取組を行い、多くの市民が参加する機会を設けます。
- ・戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝えるボランティアを発掘・育成します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①非核平和にかかわる事業に参加し、平和の大切さについて意識を高め、広める取組
- ②戦時中の体験を語るなど、平和の尊さを次世代に伝える取組



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
平和祈念資料館の年間利用者数	3,674 人	3,272 人	15,000 人	資料館に来館することにより、より多くの人に平和の尊さを認識し、後世に伝えてもらいたいため、利用者増を目標に指標として設定。
非核平和への貢献に関する満足度	—	54.9 点 (平成 22 年度)	↗	行政や市民による啓発活動に自らが参加し、得るものがあつたと思うなどの満足度を平均評価点として指数化し、その向上を目標として指標に設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針
- 吹田市文化振興基本計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I—2 人権	差別意識の排除など人権啓発と併せた PR や啓発を検討します。
Ⅲ—3 学校教育	校外学習での平和祈念資料館見学や平和の語り部を学校へ派遣するなど、学校教育と連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート <small>(基本方針)</small>	1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちのイメージ	1-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています 人権について考える機会に触れ、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、多様な問題や悩みが解消され、真に個人が尊重される個性豊かな生活を送っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市、市民等が連携しながら人権啓発活動を推進することが必要です。
- ◆ 地域での人権意識の向上を図るための交流を広げることが必要です。
- ◆ あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせるための取組が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民の主体的な人権啓発活動の支援

- ・ 市民が自発的に学習できるような人権啓発を行います。

(2) 地域交流の場づくり

- ・ 地域交流の拠点として、交流活動館の事業の充実を図ります。

(3) あらゆる分野で人権の視点の組み込み

- ・ 総合的・計画的に人権施策を推進するため、「人権施策推進計画」を策定します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①人権啓発活動に関する理解と活動への参加
- ②職場・学校・家庭など身近なところから人権について考え、一人ひとりの違いを認め合う人権意識を広める取組

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
人権意識が向上していると思う市民の割合	23.9%	22.2% (平成 22 年度)	↗	人権意識の向上を測る指標として設定。
人権意識の向上のための施策の満足度	—	53.0 点 (平成 22 年度)	↗	人権意識の向上のための施策の満足度の向上を目標として、市民意識調査の平均評価点を指標に設定。
人権啓発推進協議会委員の人数	1,458 人	1,709 人	3,000 人	人権啓発活動の活性化度合いを測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市人権施策基本方針
- 第 3 次すいた男女共同参画プラン

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-1 平和	非核平和の意識啓発と併せた PR や啓発を検討します。
I-5 国内外交流	国内・国外の交流事業との連携を図ります。
III-3 学校教育	人権教育の取組など学校教育と連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	1 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちの イメージ	1-3 すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる男女共同参画社会になっています 性別にかかわらず対等な社会の構成員として、あらゆる分野で能力や個性を発揮できる男女共同参画社会になっています。 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、DV被害者の支援体制が充実し、安心して暮らせる社会になっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 性別による固定的な役割分担に対する意識の解消に向けた取組の推進が必要です。
- ◆ 働きやすい職場環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取組が必要です。
- ◆ 女性に対する暴力やDV被害が社会問題化しています。

2 重点取組と行政の役割

（1）男女共同参画社会の実現に向けての意識改革

- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発活動を行います。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、働きやすい職場環境や子育て環境の整備などについて、啓発活動を行います。

（2）DV防止対策の取組の強化

- ・迅速な被害者支援と実効性のある予防啓発活動を実施します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①暮らしの中の固定的な性別役割分担について、家庭や地域、職場での話し合い
- ②男女共同参画の意識を高めるための講座や研修会への参加
- ③家事・育児・介護等に男女が共に取り組む環境づくり
- ④男女がお互いを尊重し対等な関係を築くために何が必要か考える環境づくり
- ⑤DVは重大な人権侵害であり犯罪であることの認識と、暴力を許さない意識の浸透
- ⑥暴力の被害にあった時には、一人で悩まず相談する環境づくり
- ⑦育児休業や介護休業などの制度の整備に努め、男女が共に働きやすい環境整備
- ⑧職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを許さない体制づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	32.2%	27.0% (平成 22 年度)	↗	固定的な性別役割分担意識の解消を目標として、指標に設定。
審議会等委員における女性の割合	26.7%	30.5%	40.0%	市の政策・方針決定過程における女性の参画の増加を目標として指標に設定。
DV防止法の認知度	64.3%	73.8% (平成 22 年度)	100%	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりを目標として指標に設定。

5 関連する分野別計画等

- 第3次すいた男女共同参画プラン
- 吹田市人権施策基本方針

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅱ－1 高齢福祉 Ⅱ－2 障がい福祉 Ⅱ－4 保健・医療 Ⅲ－2 配慮が必要な子ども Ⅲ－3 学校教育	複合的な人権課題を有するDV被害者を支援するため、児童虐待、いじめ、高齢者、障がい者等の暴力に関する相談事業・施策と連携します。
Ⅶ－2 雇用・就労	男女が共に能力を発揮できる社会環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスの視点など労働関連施策と連携します。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅰ 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちの イメージ	Ⅰ-4 多彩な文化が身近に感じられるまちになっています 芸術文化活動や生活文化活動、地域文化などの市民文化を支える人材が育ち、文化の振興と創造、継承と発展が進み、多くの市民が文化活動により生きがいを感じて暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民団体等と連携し、多様な文化活動を提供する機会をつくる必要があります。
- ◆ 市と大学・研究機関との多面的な連携により、知的財産等の活用等を図る仕組みづくりが必要です。
- ◆ 文化財の保護と情報提供のための多様な手段の活用を図る必要があります。
- ◆ 文化会館、歴史文化まちづくりセンターの施設の改修が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 多様な文化に親しめる環境づくり

- ・文化に対する関心が高まるよう、多種多様な文化・芸術を市内の各種文化団体とともに提供し、多くの市民が参画する機会を提供します。

(2) 知的財産等の活用と市民と大学の交流を促進

- ・市と大学・研究機関相互の情報交換を行うなど、多面的に連携し、大学のあるまちづくりを進めます。
- ・歴史的、文化的資源の活用等を図ることにより、行政・大学双方の発展と充実を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①興味や関心を持つ文化活動への参加
- ②文化活動の中で活動の担い手を育む取組
- ③大学や研究機関などが持つ知的財産に触れるなど交流を進める取組
- ④地域の行事等に、学生や研究者も一緒に参加・参画し、交流を図る取組

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
文化会館、市民ギャラリー等で行われる文化・芸術行事に参加したことがある市民の割合	31.3%	26.6% (平成 22 年度)	↗	市民の文化・芸術に対する関心度を測る指標として設定。
大学図書館の市民利用登録者数	—	341 人	↗	市民による大学・研究機関の有効活用を目標として、その進ちよく状況を測る指標として設定。
芸術・文化を親しめる環境の満足度	—	51.3 点 (平成 22 年度)	↗	芸術・文化を親しめる環境の満足度の向上を目標として、市民意識調査の平均評価点を指標に設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市文化振興基本計画
- 吹田市生涯学習推進計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-5 国内外交流	国内、国外との文化交流としての都市内交流、国際交流施策との連携を図ります。
III-5 生涯学習	大学連携窓口と連携します。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	I 一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち
まちの イメージ	I-5 国内外の交流をおし互いの理解を深め、個性豊かな魅力あるまちになっています 異なる文化を持つ人たちがお互いを理解しあうための機会をつくとともに、吹田市が持つまちの良さを生かした交流を進め、吹田市を国内外を問わず第2のふるさととして体感してもらえるようなまちになっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 異文化理解の促進と国際意識を高める啓発が必要です。
- ◆ 市民主体の交流活動を活発化させるための働きかけが必要です。
- ◆ 外国籍市民が地域活動や市政に参加しやすい環境づくりが必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 国際交流の推進

・国際交流協会と連携し外国籍市民を地域のパートナーとして受け入れ、異文化理解講座や青少年が国際理解を育む取組などの事業を展開します。

(2) 国内交流の推進

・友好都市の生活などを知るための広報活動を行うとともに、各都市を身近に感じてもらうための市民参加型のイベントを開催します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①異文化理解の講座など国際交流にかかわる取組に参加し、国際化の意識を高める取組
- ②国際交流にかかわる市民活動への参加
- ③都市間交流としての文化、スポーツなどの交流事業やイベントへの参加

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
コミュニティ通訳ボランティア登録者数	18 人	13 人	60 人	市民主体の国際交流支援の環境整備の進ちよく状況を測る指標として設定。
国際交流活動の満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	国際交流活動が市民ニーズに合ったものかを測る指標として設定。
特色のある文化や歴史を持つまちとの交流の満足度	—	50.2 点 (平成 22 年度)	↗	市民ニーズを満たす交流が行われているかを測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等

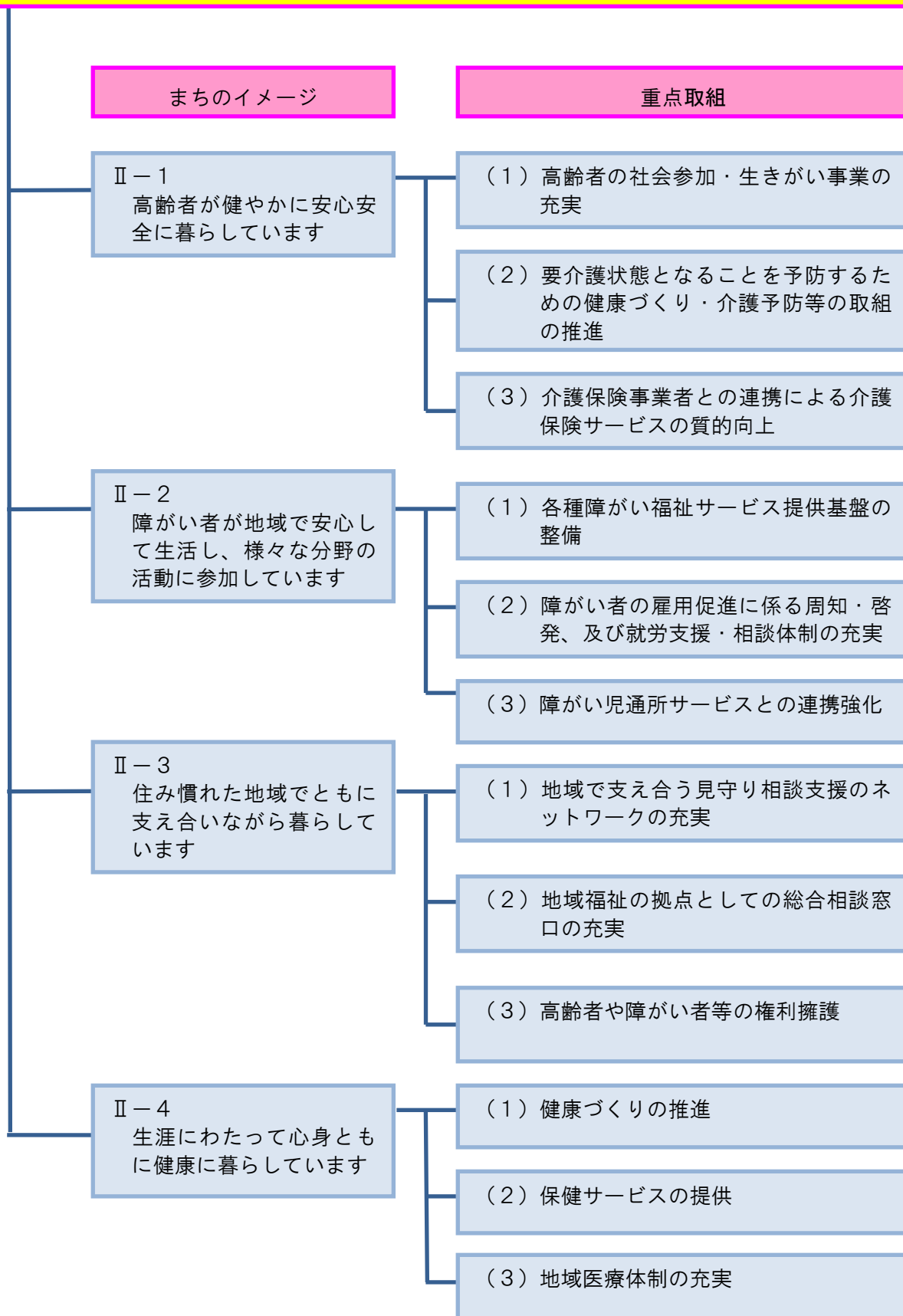
- 吹田市文化振興基本計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-2 人権	人権施策との連携を図ります。
I-4 文化	国内、国外との文化交流としての文化振興施策との連携を図ります。
III-3 学校教育	国際理解教育など学校教育との連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本方針>**ルートⅡ 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち**

ルート (基本方針)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています。 高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化率は2割を越え超高齢社会に突入しています。平成32年(2020年度)には4人に1人は高齢者となることが推測されます。
- ◆ 75歳以上の高齢者の割合が、今後、急速に増えることが見込まれ、介護予防の取組が重要となります。
- ◆ 地域で高齢者を支える介護保険サービスを確保すると同時に質の向上が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 高齢者の社会参加・生きがい事業の充実

- ・高齢者が自らの経験や知識を生かせる地域活動や就業などの社会参加が進み、高齢者のいきいきとした暮らしにつながるよう、学習機会等を充実させます。

(2) 要介護状態となることを予防するための健康づくり・介護予防等の取組の推進

- ・健康づくりに関する情報を提供し、健康づくりを支援します。
- ・介護予防、生活支援事業等を実施し、要介護状態となることの予防に努めます。
- ・見守り体制を充実させ、安心して生活できる地域をめざします。

(3) 介護保険事業者との連携による介護保険サービスの質的向上

- ・介護保険事業者等と連携し、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ・地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 高齢者の生きがいづくりの取組
- ② 介護予防に関する取組による健康の保持増進
- ③ 介護保険サービスを必要な時に適切に利用
- ④ 高齢クラブ活動等の地域活動に参加
- ⑤ シルバー人材センターなどを活用し、就業機会の充実
- ⑥ 地域、高齢支援事業者と行政の連携により、地域における高齢者見守り
- ⑦ 介護保険サービスの質の向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
高齢者の生きがいづくりの推進の満足度	—	52.1 点 (平成 22 年度)	↗	高齢者の生きがいづくりの推進の施策の市民満足度の向上を目標として、市民意識調査の平均評価点を指標に設定
地域包括支援センターの認知度 (高齢の計画に係る実態調査)	—	31.7% (平成 22 年度)	50.0%	高齢者の地域における健康・介護・生活支援の地域における拠点としての役割が果たせるように、周知が必要であるため認知度を指標に設定
要介護認定を受けている高齢者の割合	—	18.4%	19.2%未満	目標値は第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成 26 年度の推計値を設定し、その割合を維持することを目標に設定

5 関連する分野別計画等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- 吹田市第 2 次地域福祉計画 (2011-2015)
- 吹田市第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (2012-2014)

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者、障がい者への暴力等、人権施策との連携を強化します。
II-2 障がい福祉 II-4 保健・医療	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。
II-2 障がい福祉 II-3 地域福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
II-4 保健・医療	認知症高齢者の支援について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
V-2 住宅	高齢期になっても住み続けられるまちとなるよう住宅政策との連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分野の活動に参加しています 障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性が尊重され、あらゆる分野の活動に参加し、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 居宅、通所、医療、移動等必要とされる支援を受けることができる環境を整備するには、関係機関等との連携が必要です。
- ◆ 雇用促進や就労の安定化を図るために、各種関係機関や事業所等との連携が必要です。
- ◆ 障がい児通所サービスと、各種サービスが一体的に受けられる仕組みづくりが必要です。
- ◆ 障がい者への市民の理解を深めることが必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 各種障がい福祉サービス提供基盤の整備

- ・障がい者の各種サービス提供基盤の整備を図ります。
- ・障がいのある人への理解など市民への啓発を進めます。
- ・法改正に伴う障がい福祉制度にかかわる情報提供など（周知、啓発、就労支援及び相談体制）適切に対応します。

(2) 障がい者の雇用促進に係る周知・啓発、及び就労支援・相談体制の充実

- ・障がい者の雇用促進や就労への定着を図るため、関係機関と連携し、関連施策に取り組みます。
- ・企業や事業所に対し、障がい者の雇用や就労実習の場の提供などの就労支援を促進します。

(3) 障がい児通所サービスとの連携強化

- ・成長過程における支援として、切れ目のないサービスが提供できるようなシステムづくりを進めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①障がい者への理解と、障がいの有無にかかわらず共生できる社会を実現するための交流の取組
- ②障がい者の生活の質の向上を図る取組
- ③障がい者の就労や雇用に関する理解と環境整備

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度の向上を目標として、市民意識調査の平均評価点を指標に設定
グループホーム等利用者数	—	219 人	460 人以上	障がいのある人が、地域で自立した生活を送る場の一つであるグループホーム等のサービスの有効性を検証するため、指標として設定。
障がい者雇用の雇用率	—	1.8%	2.0%	障がい者の雇用の促進を目的として、指標を設定。 (民間企業の法定雇用率を目標値に設定)

5 関連する分野別計画等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- 吹田市第 2 次地域福祉計画 (2011-2015)
- 吹田市第 3 期障がい者計画 (2011-2015)
- 吹田市第 3 期障がい福祉計画 (2012-2014)

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者、障がい者への暴力等、人権施策との連携を強化します。
II-1 高齢福祉 II-4 保健・医療	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。
II-1 高齢福祉 II-3 地域福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
III-2 配慮が必要な子ども	障がい児通所サービスとの連携を強化します

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	II 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちの イメージ	II-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています 市民誰もが、住み慣れた地域で、孤立することなく、互いに尊重し合い、ともに支え合いながら、健やかで安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 地域福祉活動を行う担い手の高齢化や担い手が不足していると言われていた中、新たな担い手を養成する必要があります。
- ◆ 地域の身近な総合相談支援の窓口である地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高める必要があります。
- ◆ 認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度等に関する相談が増えている中、制度の周知や利用支援を啓発する必要があります。

2 重点取組と行政の役割

（１）地域で支え合う見守り相談支援のネットワークの充実

- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置により、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。
- ・地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動を支援します。
- ・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの活動を促進します。
- ・地域福祉活動や更生保護活動を行う様々な担い手に対して支援します。
- ・災害時要援護者の避難支援のネットワークづくりを促進します。

（２）地域福祉の拠点としての総合相談窓口の充実

- ・地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の持つ保健・医療・福祉等に関する総合相談支援機能を充実させます。
- ・地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高めるため、情報提供を充実させます。

（３）高齢者や障がい者等の権利擁護

- ・必要な支援を受ける権利を守るなど、市民の権利擁護に取り組みます。
- ・後見人の担い手の裾野を広げる制度の検討を進めます。
- ・認知症の周知に努め、認知症サポーターを養成します。
- ・高齢者や障がい者等の虐待防止ネットワークの構築に努めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 小地域ネットワークの推進と地域で支え合う担い手の育成
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ 様々な担い手による地域福祉活動や更生保護活動の充実
- ④ 社会福祉協議会による地域福祉推進のための取り組み
- ⑤ 災害時要援護者の地域における避難支援の仕組みづくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉推進の満足度の向上を目標として、市民意識調査の平均評価点を指標に設定
小地域ネットワーク活動の延べ参加人数（地区福祉委員含む）	67,865 人	86,163 人	110,000 人以上	住み慣れた地域とともに支え合う地域福祉活動への市民の参加度合いを測る指標として設定 小地域ネットワーク活動の延べ参加者の増加をめざす。
成年後見制度等の延べ相談件数	—	197 件	250 件以上	判断能力が十分ではない高齢者や障がい者など支援が必要な人に必要な支援が行き届き、権利が守られていることを指標として設定

5 関連する分野別計画等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- 吹田市第 2 次地域福祉計画（2011-2015）
- 吹田市第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2012-2014）
- 吹田市第 3 期障がい者計画（2011-2015）
- 吹田市第 3 期障がい福祉計画（2012-2014）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅱ－1 高齢福祉 Ⅱ－2 障がい福祉	高齢者や障がい者等の権利擁護について連携を強化します。
Ⅵ－1 防災	災害時要援護者避難支援のネットワークづくりと災害に備えた防災関連施策との連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅱ誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち
まちのイメージ	Ⅱ-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています 「健康づくり都市宣言」のもと、ライフステージに応じた保健サービスや生涯スポーツを通じて、あらゆる世代の市民が健康管理や健康づくりに取り組み、健やかに暮らしています。 また、病院と病院、病院と診療所との連携による地域医療体制や救急医療体制が充実し、安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 自己の健康状態を正しく認識し、栄養や運動、休養などのバランスのとれた生活習慣を確立することによって、市民が心身の健康を保持・増進することが必要です。
- ◆ 児童虐待の発生予防のため、妊娠中からの支援が重要です。また、感染症や食中毒について市民が正しい知識を持ち、予防に努めるとともに発生時に備える必要があります。
- ◆ 医療機関の連携を強化し、救急医療体制を充実させるとともに、市民へ医療情報を提供する必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 健康づくりの推進

- ・ こころの健康や生活習慣病予防など、心身の健康づくりにつながる取組を効果的に実施します。
- ・ 生涯スポーツ事業とも連携し、市民の主体的な健康づくり活動への支援を行います。

(2) 保健サービスの提供

- ・ 市民のライフステージやニーズに応じた健（検）診や予防接種等を効果的に実施します。
- ・ 母子保健の主要な課題の一つである児童虐待の予防と早期発見のほか、健康危機管理に関連する部局や機関、団体等と連携して取り組みます。

(3) 地域医療体制の充実

- ・ 地域連携パスの導入など、病院間や病院と診療所との連携を充実させ、大病院の専門的かつ高度な医療を受けやすくします。
- ・ 豊能広域こども急病センターや休日急病診療所を中心とした初期救急医療体制の維持・充実と、公立病院を中心とした2次救急医療体制の充実に取り組みます。
- ・ ホームページや市報すいた、各種冊子での医療情報の提供を充実させます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①健康管理や健康づくりへの意識の浸透
- ②乳幼児健診や妊婦健診、成人健診などのライフステージに応じた健（検）診を受診
- ③感染症や食中毒に関する知識習得と予防
- ④かかりつけ医を持つこと

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市国保健診 (40歳から74歳) 及び30歳代健診年 間受診者数	53,364 人	32,555 人	45,000 人 以上	生活習慣病などの疾病予防を重視し 生涯にわたる生活の質の向上をめざ して、30歳代健診や国保健診の受診 者増を目標として指標を設定。 吹田市特定健康診査等実施計画で設 定している健診実施率の目標値 (平成 29 年度被保険者見込数の 60.0%)をめざす。
病院・診療所・救 急医療などの医療 環境に関する満足 度	—	55.5 点 (平成 22 年度)	↗	病院・診療所・救急医療などの医療 環境に関する満足度の向上を目標と して、市民意識調査の平均評価点を 指標に設定。

5 関連する分野別計画等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- 吹田市第 2 次地域福祉計画 (2011-2015)
- 健康すいた 21 改訂版 (2010-2015)
- 吹田市食育推進計画 (2010-2014)
- 吹田市次世代育成支援行動計画 <後期計画> (2010-2014)

6 他の施策との連携

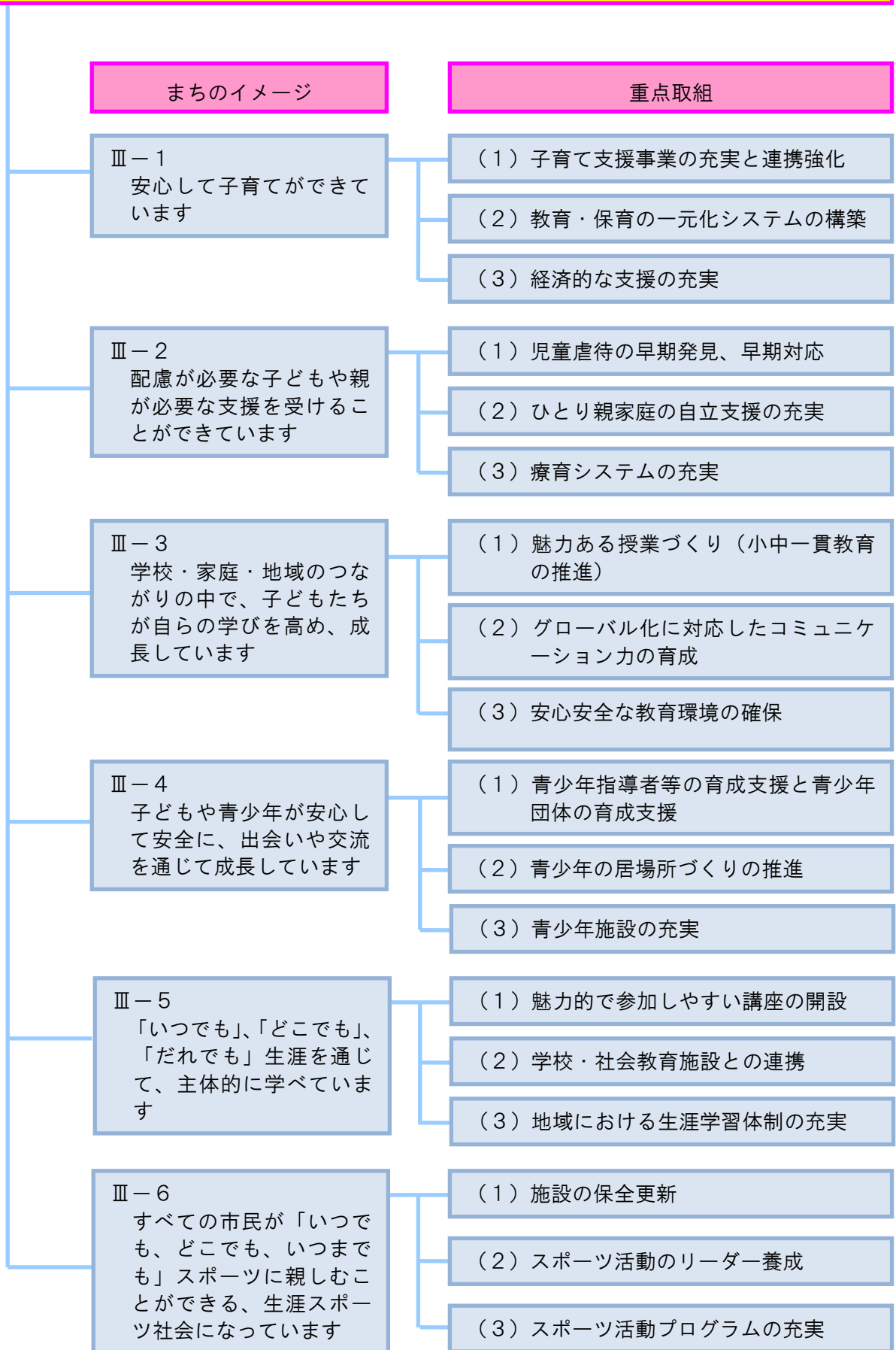
関連する施策	連携の内容
Ⅱ-1 高齢福祉 Ⅱ-2 障がい福祉	地域ケア会議等による保健・医療・福祉等の連携を強化します。 認知症高齢者の支援について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
Ⅰ-3 男女共同参画 Ⅲ-2 配慮が必要な子ども	母子保健事業について、育児不安を抱える保護者への対応や児童虐待防止に ついて、子育て支援の取組との連携を進めます。
Ⅲ-1 子育て	各種健診・指導など母子保健との連携を強化します。
Ⅲ-3 学校教育	今日的課題に対応するため食育、環境教育、国際理解教育など関係する施策 (取組)との連携の中で教育内容の充実を図ります。
Ⅲ-6 スポーツ	健康づくりの支援について、生涯スポーツ事業と連携しながら取り組みます。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

＜基本方針＞

ルートⅢ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち



ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-1 安心して子育てができています 将来を担う子どもたちの人間形成に寄与するよう、子育て・教育など多方面において地域ぐるみの支援体制が整い、子育て世代が孤立することなく、安心して子育てしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 核家族化やコミュニティの希薄化を背景として子育て世代の孤立化の傾向が見られるほか子育て支援の課題が多様化しています。
- ◆ 核家族化や少子高齢化の進行のもとで子育て不安の増加や子ども同士の交流機会の減少など、幼児期の子育ち・子育てが困難に直面しています。
- ◆ 雇用が不安定な社会状況のもとで、子育てに係る経済的な負担が少子化の原因の大きな要素となります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 子育て支援事業の充実と連携強化

- ・ 子育ての孤立化を防ぐための交流や学習の場をつくります。
- ・ 子育ての担い手のスキルアップにつながる学習機会や、子育て支援者の連携の場を設けます。
- ・ 公私の役割分担及び連携を強化することなど市の子育てを支える機能を充実させます。

(2) 教育・保育の一元化システムの構築

- ・ 子どもにかかわる一連のものとして、教育・保育に関する施策の有効性を高めるため体制の充実と施策の計画的な推進を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援のため、待機児童の解消に努めるとともに事業所に対し子育てしやすい職場づくりへの啓発を行います。

(3) 経済的な支援の充実

- ・ 子どもを生み育てやすい環境づくりの一環として、経済的な支援の充実を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 子育てに関する事業や講座への参加
- ② 交流や連携により子育ての孤立化の防止
- ③ 子育てサークルなど市民活動を広げる取組
- ④ 仕事と子育ての両立への理解と子育てしやすい職場づくり



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
安心して子育てができる環境にあると思う子育て世帯の割合	47.5%	57.8% (平成 22 年度)	↗	少子化対策の指標として、子育てする環境が安心できると思う割合を指標として設定
保育所待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)	42 人	44 人	0 人	仕事と保育の両立のため、保育を必要とする全ての児童の入所を目標として指標を設定
育児教室に参加している親子数	3,164 組	3,485 組	4,000 組	子育ての孤立化の防止や地域における子育て支援の拡がりを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画> (2010-2014)

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅱ－４ 保健・医療	各種健診・指導など母子保健との連携を強化します。
Ⅲ－２ 配慮が必要な子ども Ⅲ－３ 学校教育	児童虐待防止等関係する施策との連携を行います。
Ⅲ－３ 学校教育	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
Ⅲ－４ 青少年	子どもの健全育成に当たり、関連する施策との連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます 療育や経済面などの必要な支援を受け、配慮を必要とする子どもや親が自立し、健やかに成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 子育て不安、子育て負担による児童虐待が増加しています。
- ◆ 雇用の不安定な社会状況から生活の安定と自立や子育ての支援を必要とするひとり親家庭が多くなっています。
- ◆ 障がいのある児童・幼児、障がいの恐れのある児童・幼児が増えています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 児童虐待の早期発見、早期対応

- ・吹田市児童虐待防止ネットワーク会議で、原因の把握と解消に向けた対応方法を協議し、保護者への指導強化を図ります。
- ・職員や関係者のスキルアップが必要であり、研修を実施するとともに、市民から未然防止につながる情報を得られるように市民への啓発や情報提供を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

- ・自立に向けたひとり親家庭の各種相談を充実するとともに職業能力の向上や雇用情報の提供を行います。
- ・必要な経済的支援を行います。

(3) 療育システムの充実

- ・吹田市地域療育等関係機関連絡会の連携強化を図ります。
- ・児童発達支援への対応として、通園施設の環境整備に努めるなど、早期発見、早期療育体制の充実を図ります。
- ・障がい児者への市民の理解を促進するための取組を進めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①児童虐待の未然防止への理解と協力
- ②子育て家庭を見守り、虐待の恐れがあると感じた場合の関係機関への連絡
- ③障がい児（者）への理解と交流



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
月当たりの障がい児童所支援サービスの利用者数	—	320 人	420 人以上	障がい児の社会参加の促進と、保護者の負担軽減を目的としたサービスの有効性を検証するため、利用者数を指標として設定。
児童虐待の通告件数	87 件	407 件	↗	児童虐待の未然防止の意識とその周知が図られている状況を把握する指標を設定。
通園療育を受ける児童数	140 人	140 人	180 人	早期療育体制の充実を図るため、未就学児のための通園施設の受け入れ定員を指標として設定。

5 関連する分野別計画等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画>（2010-2014）
- 吹田市第 3 期障がい者計画（2011-2015）
- 吹田市第 3 期障がい福祉計画（2012-2014）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-3 男女共同参画 II-4 保健・医療 III-1 子育て III-3 学校教育	児童虐待防止等、関係する施策との連携を行います。
II-2 障がい福祉	障がい児者の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています <p>安心安全と豊かな教育環境が提供され、人や社会とつながりながらこれからの時代を担う子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体（総合的人間力）が育まれています。</p>

2 まちの現状と課題

- ◆ 学びや育ちの連続性を踏まえ、就学前の子どもたちを含めた小・中学校の相互連携を強化することが必要です。
- ◆ 異なる文化を尊重する精神や自分の考えを自分の言葉で伝えることができるコミュニケーション力の向上が求められるなどグローバル化の学校教育に及ぼす影響が大きくなっています。
- ◆ 学校施設の老朽化の更新が一定時期に集中し大きな財政負担として顕在化することが予測されます。

2 重点取組と行政の役割

(1) 魅力ある授業づくり（小中一貫教育の推進）

- ・小中一貫教育実施プランを示し、すべての中学校ブロックで具体的な行動計画を策定し、9年間を見通したカリキュラムを基に、魅力ある授業づくりを進めます。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成

- ・グローバル化に対応できるよう、英語教育や国際理解教育などコミュニケーション力育成にかかわる取組に、多くの児童生徒が参加できる機会を提供します。

(3) 安心安全な教育環境の確保

- ・老朽化した学校施設の改修を、ライフサイクルコストや最適化の観点から、計画的に進めます。
- ・不審者対策等において、児童生徒の防犯意識を高め、地域と連携した取組を進めていきます。
- ・子どもや保護者が孤立化することなく、悩んだときに相談できる環境を充実させます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①児童生徒の学習意欲や学力向上を育む環境づくり
- ②グローバル化に対応した国際人を育む環境づくり
- ③自分の考えをしっかりと伝えるなど児童生徒のコミュニケーション能力向上を育む環境づくり
- ④児童生徒の自分の身を守る防犯意識を育てる環境づくり

みんなで取り組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
学校教育に関する満足度	—	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	学校教育に関する満足度の向上をめざすため市民意識調査における満足度平均評価点を指標として設定。
児童生徒の学習意欲	—	57% (全国値 64%)	↗	学力学習状況調査で「学習意欲の項目」の肯定回答を全国値と比較。
英語でコミュニケーションを取ろうとする児童・生徒数	—	—	↗	今後計測予定

5 関連する分野別計画等

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（2010-2019）
- 吹田市子ども読書活動推進計画（2007-概ね 5 年間）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-2 人権	人権教育を推進し市民への啓発を効果的に行うための連携を行います。
I-3 男女共同参画 Ⅲ-1 子育て Ⅲ-2 配慮が必要な子ども	児童虐待防止等、関係する施策との連携を行います。
I-1 平和 V-6 水道 V-7 下水道	社会科等の学習内容に関連する施設を見学し、実際に体験することにより、教育内容の充実を図ります。
I-5 国内外交流 Ⅱ-4 保健・医療 Ⅳ-1 エネルギー Ⅳ-2 循環型社会 Ⅳ-3 生活環境	今日的課題に対応するため食育、環境教育、国際理解教育など関係する施策（取組）との連携の中で教育内容の充実を図ります。
Ⅲ-1 子育て	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
Ⅵ-1 防災	吹田市地域防災計画に基づき、学校における防災教育を推進します。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-4 子どもや青少年が安心して安全に、出会いや交流を通じて成長しています 仲間づくりができる居場所づくり、それを見守り支援する家庭や地域、関係する団体や機関のネットワークの構築、地域の教育力を向上する人材確保、人材の育成、スキルアップの環境の充実により、子どもたちや青少年が、のびのびと成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 地域における人と人の交流や関わりなどのコミュニティが希薄化しています。
- ◆ 青少年が交流できる場や機会の充実が必要です。また、青少年の育成にかかわる人の学習機会を充実させる必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 青少年指導者等の育成支援と青少年団体の育成支援

- ・ 青少年の成長にかかわる指導等のスキルアップのための学習機会の充実を図ります。
- ・ 青少年の成長のために、青少年自ら参画できる機会や場の充実を図ります。

(2) 青少年の居場所づくりの推進

- ・ 青少年が安心して過ごせる場や機会をつくります。
- ・ 身近な地域において仲間づくりや異なる年齢・世代の人との関わりなど青少年の成長に必要な環境を充実させるための支援をします。

(3) 青少年施設の充実

- ・ 自然環境や人権教育、学習活動など青少年施設を有効に活用するとともに、施設間の連携を図り、青少年の成長を支える環境を充実させます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 青少年育成活動で得た知識や技能を生かし、地域での青少年の成長を育む取組みへ参加
- ② 学校・家庭・地域の連携による子どもを見守り育む環境づくり

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
青少年の育成に関する満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	青少年施策に関する満足度を向上させるために、市民意識調査における満足度の平均評価点を指標として設定。
青少年関連施設の年間利用者数	年間 130,395 人	年間 276,864 人	年間 300,000 人	地域における青少年の育成活動や青少年の活動状況を測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（2010-2019）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅲ－1 子育て	子育て支援施策との連携を進めます。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-5 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を通じて、主体的に学べています あらゆる年齢層の市民が生涯を通じて、それぞれの意欲や興味に応じた自発的・自主的な学習活動を実践し、その成果を自分と社会に生かすことで生きがいを感じて暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の価値観が多様化しており、誰もがいきいきと学び、個性や能力を伸ばし感性を磨く環境が求められています。
- ◆ 図書館の不便地の解消が進んでいます。また、既存図書館の再整備が求められています。
- ◆ こどもから高齢者まであらゆる世代が参加・参画できる生涯学習環境が求められています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 魅力的で参加しやすい講座の開設

- ・多様な市民ニーズを踏まえ、魅力的な生涯学習の講座等の学習機会や環境の充実を図ります。

(2) 学校・社会教育施設との連携

- ・図書館、博物館では、学校における調べ学習への支援や、他の社会教育施設との連携を深めていきます。

(3) 地域における生涯学習体制の充実

- ・公民館では、個人個人が持つ技能・経験・活動の活かせる機会を提供します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①興味関心のある生涯学習講座等への参加
- ②自らの学習成果を人に伝え拡げる取組
- ③生涯学習を媒体とし、大学等との交流
- ④公民館の文化祭などの学習活動を盛上げること

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
生涯学習に関する環境の満足度	—	50.6 点 (平成 22 年度)	↗	生涯学習に関する環境の満足度の向上をめざすため市民意識調査における満足度平均評価点を指標として設定。
市民一人あたり年間図書貸出数	6.1 冊	8.3 冊	12 冊	自ら取り組む生涯学習として、読書活動の量を測る指標を設定。
地区公民館主催講座の年間受講者数	53,312 人	48,028 人	↗	地域における生涯学習の活性度合いを測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（2010-2019）
- 吹田市第 2 次生涯学習推進計画（2006-）
- 吹田市子ども読書活動推進計画（2007-概ね 5 年間）
- 吹田市立図書館基本構想（2013-2022）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I-4 文化	大学連携窓口と連携をします。
全体	今日的課題に対応する出前講座の充実のための連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅲ ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち
まちの イメージ	Ⅲ-6 すべての市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会になっています 子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれの体力にふさわしいプログラムで、生涯にわたってスポーツに親しみ、健やかでいきいきとした生活をおくっています。

2 まちの現状と課題

- ◆ 施設の老朽化が進んでおり、安全で使いやすい施設とする必要があります。
- ◆ 各種スポーツ指導者の養成を進めることが必要です。
- ◆ 多様なニーズに対応した各種スポーツに触れ合う環境づくりが必要です。

3 重点取組と行政の役割

(1) 施設の保全更新

- ・誰もが安心して使える施設となるよう、老朽化が進む施設の計画的な保全整備を行います。

(2) スポーツ活動のリーダー養成

- ・市民の多種多様なニーズに対応できるように、スポーツ活動の指導者を養成し、その資質の向上を図ります。

(3) スポーツ活動プログラムの充実

- ・全ての人が生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、それぞれの体力や年齢、また目的に応じたプログラムの充実に努めます。

4 市民・事業者・団体の取組

- ①地域でのスポーツ活動を拓げる取組
- ②自分にあったスポーツ活動に参加し、日常生活における運動の習慣化

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	24.60%	33.6% (平成 22 年度)	↗	スポーツをする市民の数を増やすため週 1 回以上のスポーツ実施率を指標として設定。
スポーツを親しめる環境の満足度	—	52.9 点 (平成 22 年度)	↗	スポーツを親しめる環境の満足度の工場を目標として、市民意識調査における満足度平均評価点を指標として設定
スポーツ活動の指導者数（登録者数）	2,521 人	2,523 人	3,500 人	地域におけるスポーツ活動を広げていくための指導者養成を推進することを目標として指標を設定。 おおよそ市民 100 人に 1 人の指導者をめざし設定。

5 関連する分野別計画等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- わが都市（まち）すいたの教育ビジョン（2010-2019）
- 健康すいた 2 1（2010-2014）

6 他の施策との連携

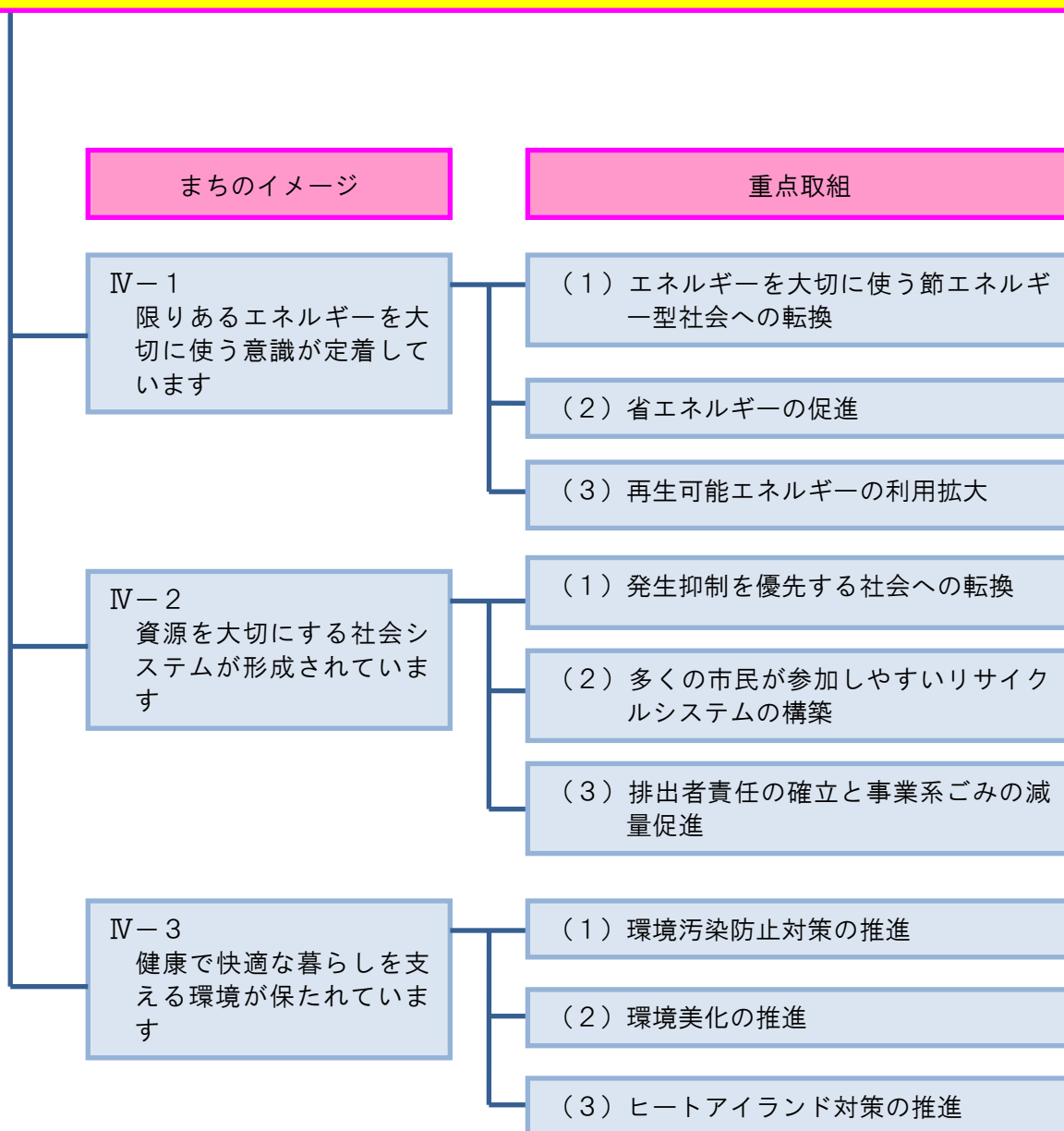
関連する施策	連携の内容
Ⅱ-4 保健・医療	市民が心身とも健やかでいきいきとした生活が送れるように、保健事業との連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本方針>

ルートⅣ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち



ルート (基本方針)	Ⅳ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
-----------------------	----------------------------

まちの イメージ	Ⅳ-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています
	市民一人ひとりにエネルギーの使い方そのものを見直す節エネルギー意識が定着し、新たなライフスタイルが広がります。 また、限りあるエネルギーを有効に使う、持続可能で低炭素な社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの積極的な普及が促進されるとともに、省エネルギー技術が大きく発展します。

1 まちの現状と課題

- ◆ 東日本大震災の原発事故に伴う電力供給量の不足によりライフスタイルを見直し、節エネルギーに取り組む意識が高まっています。
- ◆ エネルギーの効率的な利用を進めることが必要です。
- ◆ 大幅な CO₂ 排出量削減のため、持続可能な再生可能エネルギーの利用拡大が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) エネルギーを大切に使う節エネルギー型社会への転換

- ・ ライフスタイルや事業活動における節エネ行動を普及促進します。
- ・ 吹田市役所エコオフィスプランに基づき率先して取り組みます。

(2) 省エネルギーの促進

- ・ 省エネ機器の普及促進を図ります。
- ・ 公共施設における省エネ機器への改修・導入を進めます。

(3) 再生可能エネルギーの利用拡大

- ・ 再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
- ・ 公共施設での再生可能エネルギー利用を進めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 実践的な環境教育の推進
- ② 日常生活や事業活動での節エネ行動の実践
- ③ 建物の断熱化、省エネ機器の導入
- ④ 再生可能エネルギーの利用
- ⑤ 環境マネジメントシステムの運用

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市民意識調査の指標（節エネ・省エネに関する具体的取組を行っている）	—		↗	節エネルギーの意識が根付き、ライフスタイルの転換が進んでいることを示す指標として設定。
吹田市域の家庭部門における年間エネルギー消費量（市民 1 人当たり）	14.5GJ	—	第 2 次 環境基本計画 参 照	節エネ・省エネ行動が日常生活で進んでいることを示す指標として設定。
吹田市域の業務部門におけるエネルギー消費量または公共施設での取組件数（環境基本計画を参照）	—	—	第 2 次 環境基本計画 参 照	業務部門における省エネ・節エネ行動の進ちよく状況と結果の検証のための指標を設定（環境基本計画を参照）

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次環境基本計画
- 吹田市地球温暖化対策新実行計画
- 吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョン

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅲ－3 学校教育 Ⅲ－5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実、市民団体やNPO団体等との協働取組の促進など教育施策との連携を図ります。
V－1 都市整備・景観 V－2 住宅 V－3 みどり V－4 交通 V－5 道路 V－6 水道 V－7 下水道	「吹田市環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」や吹田市環境影響評価条例の運用を通じて、住環境、交通環境、道路環境、下水道施設など環境に配慮した都市基盤の整備、緑化の保全や創出など、まちづくりや緑化推進施策との連携を図ります。
VII－1 産業振興	地域産業活性化の一環として、環境マネジメントシステムの導入促進やグリーン購入、グリーン契約の普及促進など企業支援施策との連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅳ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
-----------------------	----------------------------

まちの イメージ	Ⅳ-2 資源を大切にす社会システムが形成されています 発生抑制、再使用、再生利用という資源循環への意識がさらに高まり、コミュニティレベルでの取組も広がっています。あわせて、大量生産、大量消費、大量廃棄が見直され、環境への負荷が少ない循環型社会へのさらなる転換が進んでいます。
---------------------	---

1 まちの現状と課題

- ◆ ごみの発生抑制の重要性が高まっています。
- ◆ 家庭から出るごみの更なる減量を促進するため、分別排出ルール of 徹底とともに、分別収集・拠点回収の拡充など、多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築が必要です。
- ◆ 事業活動に伴って生じたごみは、事業者自らの責任で適正な処理と減量を行う必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 発生抑制を優先する社会への転換

- ・ ごみ減量の意識を高めるための啓発・情報提供や環境教育の充実を図ります。
- ・ 市民公益活動団体（自治会、NPO 等）、吹田商工会議所等との連携を強化します。
- ・ 市民、事業者、行政の三者協働によるごみ減量の取組を展開します。

(2) 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築

- ・ 分別収集、拠点回収、店頭回収等、市が市民に提供するリサイクル手段を拡充します。
- ・ ごみの 12 種分別による排出ルールを市民全体に浸透させます。
- ・ 自治会、廃棄物減量等推進員との連携を強化し、地域リサイクル活動の活性化を図ります。

(3) 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

- ・ ごみ減量マニュアル等を活用した減量指導や廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導の強化を図り、排出事業者としての責任意識を浸透させます。
- ・ 公共施設におけるごみの減量行動を率先して実行します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 実践的な環境教育の推進
- ② 資源を大切にすライフスタイルへの転換
- ③ レジ袋削減・マイバッグ持参運動への参加
- ④ ごみの 12 種分別の徹底
- ⑤ 集団回収等の地域リサイクル活動への参加
- ⑥ エコショップ制度への参加
- ⑦ 再生品の消費促進
- ⑧ 事業活動に伴うごみの分別排出の徹底
- ⑨ 古紙等のリサイクルの促進
- ⑩ 環境マネジメントシステムの運用



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市民 1 人当たりのごみ排出量（1 日）	1,092 g	929 g	787 g	ごみの発生抑制など資源循環の意識の向上を目標として指標を設定
ごみの焼却処理量（年間）	12 万 1,391t	10 万 3,802t	7 万 9,352t	分別及びリサイクルの進み具合を測る指標として設定。
リサイクル率	13.9%	16.7%	24.2%	破碎選別工場での資源化や集団回収の進み具合を測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次環境基本計画
- 吹田市一般廃棄物処理基本計画 改訂版

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅲ－3 学校教育 Ⅲ－5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実、市民団体や N P O 団体等との協働取組の促進など教育施策との連携を図ります。
V－3 みどり V－5 道路 V－7 下水道	落ち葉などの堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など公園や道路管理、下水道施策との連携を図ります。
V－6 水道	水資源の有効利用と健全な水循環の推進を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅳ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち
まちの イメージ	Ⅳ-3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています 事業活動や自動車交通がもたらす大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など、環境汚染を防ぐための継続的な取組により、健康で快適な暮らしを支える環境が守られています。 また、環境美化意識の高まりや、ヒートアイランド対策の充実により、暮らし続けたいと思える生活環境が確保されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的に、国の環境基準値に加えて、市ではさらに厳しい環境目標値を設定していますが、二酸化窒素濃度等については環境目標値を達成していません。
- ◆ 継続的な啓発により、環境美化に対する意識は高まってきていますが、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出がみられます。
- ◆ アスファルト舗装の整備、建物の高密度化等が進む中、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象の影響による真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数が増加しています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 環境汚染防止対策の推進

- ・ 典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に対する監視体制の充実を図るなど、環境汚染を防止します。

(2) 環境美化の推進

- ・ 道路美化活動など公共空間の環境美化に取り組みます。

(3) ヒートアイランド対策の推進

- ・ 地域特性に応じた具体的なヒートアイランド対策（緑化、アスファルト対策等）を行います。
- ・ 事業者への対策誘導・情報提供を行います。
- ・ 基礎的データの収集整理及び提供を行います。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 実践的な環境教育の推進
- ② 公共交通の利用やエコドライブ、アイドリングストップなどの環境への配慮
- ③ 道路美化活動などの公共空間の環境美化への協力
- ④ 事業活動に伴う大気汚染物質、水質汚濁物質の排出削減などの公害防止対策
- ⑤ 化学物質の適切な管理の徹底
- ⑥ 打ち水や緑のカーテンの設置、緑化などの実践
- ⑦ 開発・建築事業におけるヒートアイランド対策

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
環境目標達成率 ・ 二酸化窒素 ・ 一般環境騒音 ・ 河川 BOD	0% 58.0% 89.1%	75% 80% 96.2%	100%	環境汚染を防止し、市民の健康を守るため、市が設定した環境目標値の達成度合いを示す指標として設定。
環境美化推進重点地区	2 地区	3 地区	14 地区	不特定多数の人が行きかう公共の場所等で環境美化に対する取組を示す指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次環境基本計画

6 他の施策との連携

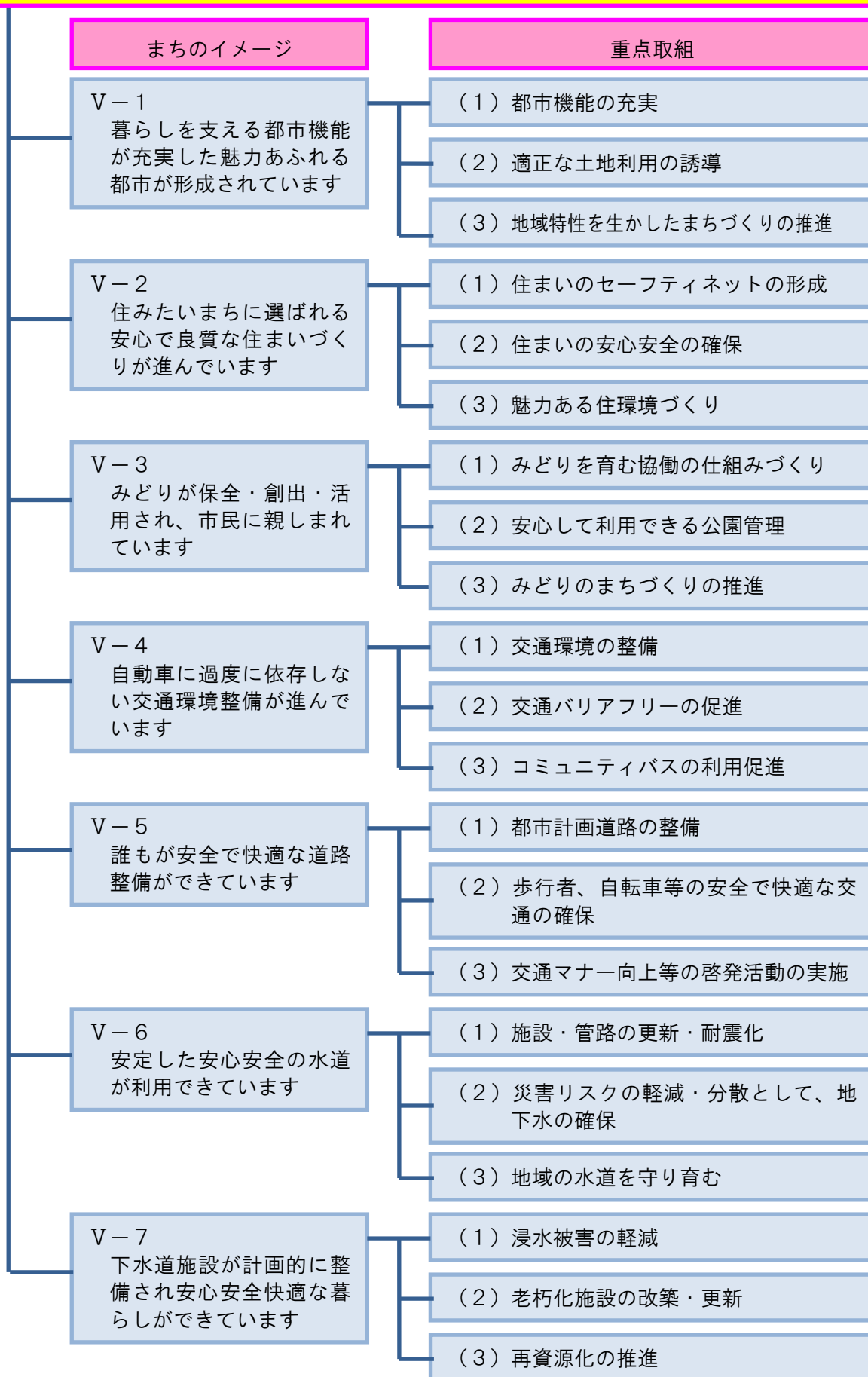
関連する施策	連携の内容
Ⅲ－3 学校教育 Ⅲ－5 生涯学習	環境教育等促進法に基づき、地域や学校における環境教育の充実、市民団体や NPO 団体等との協働取組の促進など教育施策との連携を図ります。
V－1 都市整備・景観 V－2 住宅 V－3 みどり	ヒートアイランド現象の緩和のため、アスファルト対策や街路樹の整備、芝生化など、まちづくりや緑化推進施策との連携を図ります。
V－4 交通 V－5 道路	環境に配慮した交通環境づくりを進めていくため、交通環境、道路環境など、まちづくり施策との連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本方針>

ルートV 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち



ルート <small>(基本方針)</small>	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
まちのイメージ	V-1 暮らしを支える都市機能が充実した魅力あふれる都市が形成されています <small>市民が安心して快適に暮らしていくために必要となる都市機能が充実し、様々な人が集い交流する活気あふれる魅力的な市街地が形成されています。</small>

1 まちの現状と課題

- ◆ 将来にわたって市民が安心して快適に暮らせるように、計画的な都市基盤の整備・更新が必要です。
- ◆ 都市機能の充実や既存市街地の再生に加え、拠点市街地の整備・保全を図るなど、都市魅力の更なる向上に向けた取組が必要です。
- ◆ 地域ごとの特性を踏まえたまちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政などの協働が大切です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 都市機能の充実

- ・ 道路や公園、下水道などの暮らしを支える公共施設について、適切な配置に努め、各主体による整備の促進を図ります。
- ・ 拠点市街地では、商業業務機能の更なる集積や再構築を図り、都市魅力の向上を目指します。
- ・ 災害に強い都市構造の実現をめざすとともに、環境や景観に配慮した魅力あふれる市街地の形成を図ります。

(2) 適正な土地利用の誘導

- ・ 土地の合理的な利用を図るため、用途地域などにより適正な土地利用に誘導します。
- ・ 開発事業に対しては、開発事業の手続等に関する条例や景観まちづくり条例などを適正に運用することにより、周辺環境との調和したまちなみの形成に努めます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

- ・ 地域特性を活かした独自のルールづくりを促進するため、アドバイザーを派遣するなど市民のまちづくり活動への支援を図ります
- ・ 様々な機会を活用し、まちづくりに関する情報提供と啓発に努めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①都市機能の充実のため、計画づくりなどへの参画
- ②周辺環境と調和のとれた適正な土地の利用



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
定住意向	64.3%	66.2% (平成 22 年度)	↗	住み続けたいと思うまちづくりをめざし、定住意向の増を目標とし、指標を設定
まちなみが美しいと感じる市民の割合	49.7%	57.2% (平成 22 年度)	↗	多くの市民が、まちなみが美しいと感じる景観に配慮したまちづくりをめざして、割合の増を目標とし、指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市都市計画マスタープラン
- 吹田市景観まちづくり計画
- 千里ニュータウン再生指針

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
IV-1 エネルギー IV-3 生活環境 V-3 みどり	都市環境にかかわる取組の連携を図ります。
V-2 住宅	周辺環境と調和した住環境づくりについて連携します。
V-3 みどり V-5 道路 V-6 水道 V-7 下水道	各主体による都市基盤整備の推進について連携します。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
まちの イメージ	V-2 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます 暮らしの安全を守る良質な住宅をライフステージに合わせて安心して選び、住み続けることができる魅力あるまちづくりが進められています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 公的賃貸住宅の供給においては、少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化に柔軟に対応し、多世代が居住できるしくみづくりが求められています。
- ◆ 暮らし続けるために不可欠な自身の住まいの安心安全について、理解を深め適切な対策を行うことが必要です。
- ◆ 環境負荷の低減、建築コストの削減、まちなみの継承などの観点から、住宅ストックの活用を進めることが重要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 住まいのセーフティネットの形成

- ・低額所得者や高齢者など、住宅の確保に困っている人に対して住宅を供給する、公的住宅の役割を果たします。
- ・既存の資産の有効活用と民間活力の導入なども視野に入れ市営住宅の計画的な保全更新を進めていきます。
- ・公的住宅の供給主体と連携を行い、住まいのセーフティネットを形成します。

(2) 住まいの安心安全の確保

- ・既存民間住宅の耐震化やバリアフリー化により、暮らしの安心安全の確保を促進します。
- ・高齢者向け住宅の整備を促進します。
- ・高齢者や障がい者、ひとり親世帯などが円滑に入居できるよう情報提供を行います。

(3) 魅力ある住環境づくり

- ・分譲マンションの円滑な管理運営のため、情報提供をはじめとした支援を行います。
- ・環境共生住宅や次世代エネルギー基準適合住宅など、社会的要請に対応した住宅の普及を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 住宅の耐震性の把握と安全性の確保
- ② 高齢者向け住宅の整備と登録
- ③ 良質な住宅資源の形成と住宅ストックの長期活用

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
借上型市営住宅管理戸数	37 戸	55 戸	150 戸	住宅セーフティネットの形成における民間資産の活用度を測る指標として設定。
高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っていると思う市民の割合	—	21.7% (平成 24 年度)	↗	高齢化の進行に対応できているかを示す指標として設定。 (都市計画マスタープラン見直しアンケート)
定住意向	64.3%	66.2% (平成 22 年度)	↗	住宅政策の質の向上を目標とする指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市住宅マスタープラン（吹田市住生活基本計画）
- 吹田市公営住宅等長寿命化計画
- 千里ニュータウン再生指針

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅱ－1 高齢福祉 Ⅴ－1 都市整備・景観	まちづくりや福祉分野との連携を図ります。
Ⅳ－1 エネルギー Ⅳ－3 生活環境	住宅関連事業が環境に与える影響が大きいなか、住宅政策においても環境に配慮した事業手法を進めます。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
---------------	-----------------------

まちの イメージ	V-3 みどりが保全・創出・活用され、市民に親しまれています 公園や緑地などのみどりが保全・創出・活用され、豊かなみどりと親しむことができ、また、人と人、人と自然がつながり、やすらぎを感じています。
-------------	--

1 まちの現状と課題

- ◆ 全市域の市街化がほぼ完了している中で、みどりは都市環境の骨格を形成するとともに地域に潤いをもたらすものとしてまちの魅力の大きな要因となっています。
- ◆ 市民にとって日常的な憩いの場として公園・緑地は貴重な空間となっています。

2 重点取組と行政の役割

(1) みどりを育む協働の仕組みづくり

- ・ ボランティア団体同士のつながりができるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・ みどりに関する各種助成制度を見直し、制度の利用を促進します。

(2) 安心して利用できる公園管理

- ・ 安心して公園が利用できるよう安全対策をします。
- ・ 公園利用のマナーについての啓発を行います。

(3) みどりのまちづくりの推進

・ 吹田市第2次みどりの基本計画の基本理念に基づく「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める」という基本方針のもと、みどりのまちづくりに市民や事業者といった地域にかかわる様々な主体と連携・協働して取り組みます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 自然や人のつながりを大切にする豊かな心と感性を育む
みどりのまちづくり活動などへの参加
- ② 公園の利用マナーを守る

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
緑あふれる未来サポ-タ-制度登録団体	6 団体	59 団体	↗	市民が公園に愛着を感じ、身近に感じることができるように、市民自らが公園の管理に取り組む制度への登録を増やすことを目標に指標を設定
公園・緑地の利用しやすさの満足度	62.1 点	60.0 点 (平成 22 年度)	↗	公園緑地の利用しやすさの満足度の向上を目標として市民意識調査の平均評価点を指標に設定。
木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	55.3%	59.5% (平成 22 年度)	↗	できるだけ多くの市民が、緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じることを目標として指標を設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市第 2 次みどりの基本計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
IV-1 エネルギー	都市基盤の保全・更新に関して連携を進めます。
IV-2 循環型社会	落ち葉の堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など公園や道路管理、下水道施策との連携を図ります。
IV-3 生活環境	緑化推進施策との連携を図ります。
V-1 都市整備・景観	景観にかかわる取組の連携を図ります。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
---------------	-----------------------

まちの イメージ	V-4 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます 既存バス路線の見直しや交通結節点等での公共交通機関の利便性や安全性、快適性の向上により、多くの人が公共交通を利用しています。
-------------	---

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化の急速な進行や、地球環境問題の深刻化などから、自動車に過度に依存しない交通環境が求められています。
- ◆ コミュニティバスの利用促進など地域の特性に応じた公共交通のきめ細かな取組を進めていく必要があります。
- ◆ 駅周辺等の放置自転車対策など、交通環境の安全性を確保する必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 交通環境の整備

- ・交通結節点等での公共交通事業者間の乗り継ぎなど公共交通の利用に関する分かりやすい情報提供を図ります。

(2) 交通バリアフリーの促進

- ・鉄道駅など公共交通機関にかかわる施設等のバリアフリー化への支援を行います。

(3) コミュニティバスの利用促進

- ・地域の実情に応じたきめ細かなサービスとしてのコミュニティバスの利用促進を図るなど、地域の公共交通環境の充実を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①なるべく環境負荷の少ない地域公共交通を利用
- ②みんなが使いやすい交通環境を意識し、心のバリアフリーへの取組
- ③役立つ情報の提供など乗客へのサービスの向上

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度	69.3 点	65.4 点 (平成 22 年度)	↗	鉄道バスなど公共交通網の便利さの満足度の向上を目標として、平均評価点を指標として設定

5 関連する分野別計画等

- 吹田市地域公共交通総合連携計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
IV-1 エネルギー	都市基盤の保全・更新に関して連携を進めます。
IV-3 生活環境	環境に配慮した交通環境づくりとの連携を図ります。
V-5 道路	交通結節点等での公共交通事業間の乗り継ぎなどの情報提供も併せた旅客施設等のバリアフリー化設備の促進を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
まちの イメージ	V-5 誰もが安全で快適な道路整備ができています 都市計画道路の計画的な整備により、広域的な道路網が形成され、円滑で機能的に移動しています。 また、生活関連経路等の歩道等の利便性及び安全性が向上し、誰もが安心して移動しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 年次の都市計画道路の整備推進や生活関連経路等のバリアフリー化整備が必要です。
- ◆ 現道を利用した歩行空間の整備と道路施設の計画的な改築更新等を進めていく必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路の計画的な整備を図ります。

(2) 歩行者、自転車等の安全で快適な交通の確保

- ・生活関連経路（※）等の歩道等のバリアフリー化整備を行います。
 - ・現道を利用した歩行空間と道路施設の計画的な改築更新を進めます。
- ※生活関連経路とは、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路。

(3) 交通マナー向上等の啓発活動の実施

- ・交通マナーの向上や交通安全教育等の教室や講習を行います。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①みんなが使いやすい交通環境を意識した心のバリアフリーの取組
- ②交通ルールを守り、マナーの向上



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
道路の整備状況の満足度	52.5 点 ※	54.1 点 (平成 22 年度)	↗	道路の整備状況の満足度の向上を目標として、平均評価点を指標として設定。
歩行者にとっての道路の安全性の満足度		44.4 点 (平成 22 年度)	↗	歩行者にとっての道路の安全性の満足度の向上を目標として、平均評価点を指標として設定。

※平成 18 年度は「道路や歩道の整備状況」として調査した数値

5 関連する分野別計画等

- 都市計画マスタープラン
- バリアフリー基本構想、道路特定事業計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
IV-1 エネルギー IV-3 生活環境	都市基盤の保全・更新に関して連携を進めます。
IV-2 循環型社会	落ち葉の堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など公園や道路管理、下水道施策との連携を図ります。
V-1 都市整備・景観	各主体による都市基盤整備の推進について連携します。
V-4 交通	交通結節点等での公共交通事業間の乗り継ぎなどの情報提供も併せた旅客施設等のバリアフリー化設備の促進を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート
(基本方針)

V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

ま ち の
イ メ ー ジ

V-6 安定した安心安全の水道が利用できています

施設・管路の更新や大規模な地震の発生に備えた耐震化などを計画的に推進し、安全で安心な水道水を安定的に利用しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 管路漏水の増加など施設・管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新・改修が必要です。
- ◆ ライフラインとして欠かせない水道の地震災害時のリスク軽減のための対策が必要です。
- ◆ 公営企業として健全な事業経営を進め、地域の水道を守り育みます。

2 重点取組と行政の役割

(1) 施設・管路の更新・耐震化

- ・ 浄配水施設や管路の計画的な整備を進めます。

(2) 災害リスクの軽減・分散として、地下水の確保

- ・ 災害リスクを軽減・分散するため、淀川表流水に対する複数水源として、地下水の保全・確保を図ります。

(3) 地域の水道を守り育む

- ・ 広報・広聴活動の充実を図ります。
- ・ 水道水のおいしさのPRに努め、環境にもやさしい水道水への回帰を目指します。
- ・ 地域の防災訓練や環境保全活動などの分野で協働の取組を進めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①水道施設や管路工事の必要性についての理解・協力
- ②危機管理・災害対策の上から、淀川表流水に対する複数水源としての地下水の重要性を知ること
- ③安心して「蛇口から直接水を飲む文化」を将来にわたり継承し育むため、水道水を飲み、水道水に親むこと
- ④学校や地域において、水道についての理解を深めること
- ⑤地域の防災訓練での給水訓練等の活動への参画

みんなで取組
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
基幹管路の耐震化率	—	29.9%	50.0%	<p>安心安全の水道として、耐震化率の向上をめざす指標を設定</p> <p>基幹管路（導送水管及び配水本管）の内、耐震化された管路の割合</p>
地下水比率	21.3%	18.3%	23.0%	<p>地下水の保全・確保を図り、災害リスクの軽減のため、地下水率の向上をめざす指標を設定</p> <p>総配水量に占める地下水量の割合</p>
アンケートにみる水道水の安心度	—	82.1%	↗	<p>安心安全の水道として、安心度の向上をめざす指標を設定</p> <p>お客さまアンケートによる水道水を安心して利用する比率</p>

5 関連する分野別計画等

- すいすいビジョン2020（吹田の水標）
- 第2次上水道施設等整備事業計画
- 第1期アクションプラン

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅲ-3 学校教育	校外学習での施設見学など、学校教育と連携を行います。
Ⅳ-2 循環型社会	環境に配慮した事業運営にかかわる連携を進めます。
Ⅳ-1 エネルギー Ⅴ-1 都市整備・景観 Ⅴ-7 下水道	都市基盤整備の推進について連携します。
Ⅵ-1 防災	防災訓練の際の給水訓練など連携を進めます。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち
まちの イメージ	V-7 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています 下水道施設の建設・改築・更新の工事が計画的に進むことにより、大雨による浸水被害の少ない、安心・安全・快適な生活を送っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 下水道施設の老朽化に伴う計画的な改築・更新が必要となります。
- ◆ 浸水被害の軽減のための雨水施設の整備を計画的に進めていくことが必要となります。
- ◆ 大阪府の河川事業との連携と効率的な雨水施設整備を進めていくことが必要となります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 浸水被害の軽減

- ・下水道施設の適正な維持管理と長寿命化計画を基にした老朽化施設・設備の計画的な改築・更新を進めて、安心して安全な下水道施設の維持に努めます。

(2) 老朽化施設の改築・更新

- ・下水道未整備地域の解消に努めるとともに、浸水被害を軽減するための雨水施設の整備を進めます。

(3) 再資源化の推進

- ・下水道の有するエネルギーを活用するために、下水汚泥の資源・エネルギー循環などを推進し、循環型社会を支える基盤施設の整備に取り組みます。
- また、高度処理水の再利用や雨水利用により、環境への配慮や多目的利用が図られるよう努めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 雨水貯留タンクの利用
- ② 水環境に対する意識の向上
- ③ 散水や打ち水など処理水の積極的な再利用
- ④ 開発に伴う雨水貯留槽や雨水浸透マスの設置への協力
- ⑤ 「水循環フェア」、「環境教育フェア」への参加
- ⑥ 災害発生時に下水道施設が被災した場合の復旧作業への協力

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
10年確率降雨に対応した下水道雨水対策整備率	39.9%	50.4%	70%	浸水被害の軽減を図るため、計画的な整備を進めている雨水対策の整備率向上を目指す指標を設定
下水処理水の高度処理普及率	36.1%	45.7%	↗	放流水質の向上のため、計画的な整備を進めている高度処理の普及率向上を目指す指標を設定

5 関連する分野別計画等

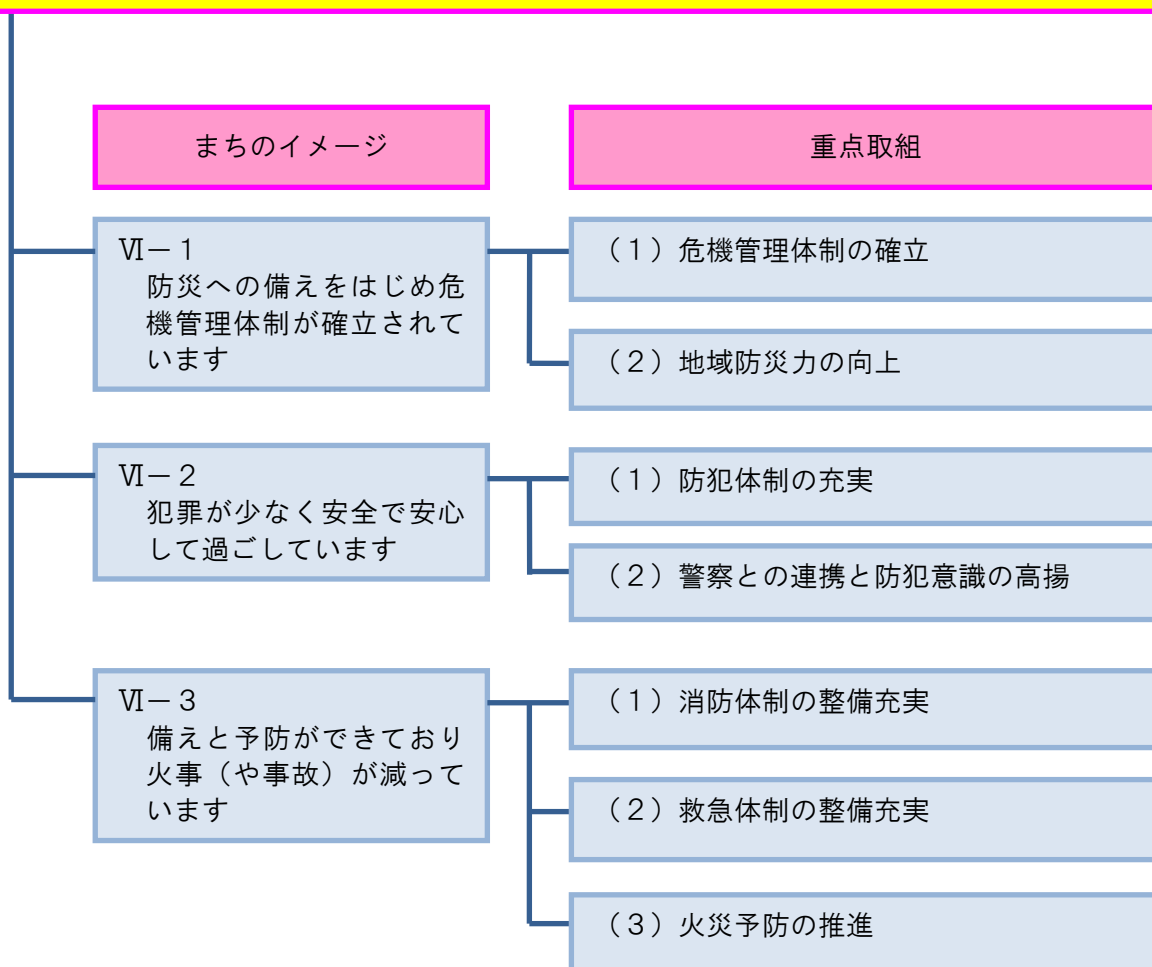
- 吹田市第2次環境基本計画
- 安心安全の都市（まち）づくり推進計画

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
Ⅲ－3 学校教育	校外学習での施設見学など、学校教育と連携を行います。
Ⅳ－1 エネルギー	都市基盤の保全・更新に関して連携を進めます。
Ⅳ－2 循環型社会	落ち葉の堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など公園や道路管理、環境施策との連携を図ります。
Ⅴ－1 都市整備・景観	各主体による都市基盤整備の推進について連携します。
Ⅴ－6 水道	都市基盤の保全・更新に関して連携を進めます。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本方針>**ルートⅥ 支え合いと備えで安全に暮らせるまち**

ルート (基本方針)	VI 支え合いと備えて安全に暮らせるまち
まちの イメージ	VI-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立されています 防災講座や防災訓練の充実により、市民一人ひとりの防災意識が高まり、地域防災リーダーを中心とした地域の防災力が向上しています。 また、地域防災計画等の見直しなどにより危機管理体制が確立し、安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 災害時に迅速に対応できる危機管理体制の確立が必要です。
- ◆ 身近な地域全体で支え合う環境づくりの推進が必要です。
- ◆ 市民一人ひとりの防災意識の向上が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 危機管理体制の確立

- ・ 地域防災計画の見直しなど、市民が安心して暮らせる危機管理体制を確立させます。

(2) 地域防災力の向上

- ・ 防災講座や防災訓練の充実により、市民の一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域防災リーダーを養成し、地域の防災力を向上させます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 自主防災組織の結成などによる危機管理体制の確立
- ② 地域で行われる防災講座・防災訓練や地域防災リーダー育成講習への参加
- ③ 地域防災リーダーが中心となった、自主防災組織の活動の活発化
- ④ 企業との防災協定の締結などによる、危機管理体制の確立
- ⑤ 防災講座や防災訓練への参加



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
災害に備えている市民の割合	21.8%	23.8% (平成 22 年度)	↗	防災の基本である「自分の命は自分で守る」を浸透させ、市民一人ひとりが、災害に対して備えを行う意識の浸透を目標として、指標を設定。
地震や水害などに対する防災の満足度	50.6 点	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	地震や水害などに対する防災の満足度の向上を目標として市民意識調査の平均評価点を指標に設定。
地域防災リーダー育成講習受講者数 (累計人数)	—	—	↗	自主防災組織の中心的な役割を担う人材を増やすことをめざして、指標を設定。(平成 24 年度から実施。)

5 関連する分野別計画等

- 吹田市地域防災計画 修正版

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全体	防災訓練等により、災害時における庁内連携体制の機能をより実践的なものとします。
Ⅱ－3 地域福祉	災害時要援護者避難支援プランなど災害に備えた取組との連携を行います。
Ⅲ－3 学校教育	学校における防災教育を推進します。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	VI 支え合いと備えて安全に暮らせるまち
まちの イメージ	VII-2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています 防犯講座等の充実により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、また、市民、行政、関係機関が連携・協力して防犯に関する取組を進めることで、犯罪被害が減少し、誰もが不安を感じることなく生活しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 事故や犯罪被害を未然に防ぐ防犯体制の確立。
- ◆ 身近な地域全体で支えあう環境づくりの推進。
- ◆ 自転車盗など街頭犯罪の抑止。

2 重点取組と行政の役割

(1) 防犯体制の充実

- ・ 防犯講座等を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域における防犯ネットワーク体制を整える。

(2) 警察との連携と防犯意識の高揚

- ・ 警察との連携を密にし、情報提供に努める。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 地域で行われる防犯講座等への積極的な参加
- ② 地域における防犯ネットワークの充実
- ③ 青色防犯パトロールカー導入の検討
- ④ 地域の防犯活動等への協力



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
治安がよいと感じる市民の割合	33.5%	42.0% (平成 22 年度)	↗	市民の多くが、不安を感じることなく、生活できる状態をめざして、指標を設定
防犯対策の満足度	47.6 点	49.6 点 (平成 22 年度)	↗	防犯対策の満足度の向上を目標として市民意識調査の平均評価点を指標に設定。
安心・安全まちづくり講習会受講者数 (累計人数)	187 人	980 人	2,550 人	市民一人ひとりの防犯意識の向上をめざして、指標を設定

5 関連する分野別計画等

—

6 他の施策との連携

—

写真・グラフなど

写真・グラフなど

**ルート
(基本方針)** VI 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

**まちの
イメージ** VI-3 備えと予防ができており火事（や事故）が減っています
大規模複雑化する火災や災害にも対応できる消防力が整備され、市民の防火・防災意識も高まり、消防団のきめ細かな活動など地域の消防力も高く、人々が安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の信頼と期待に応えられる消防体制の整備。
- ◆ 本格的な高齢化社会の到来など社会情勢の変化に伴う救急需要の増加への対応。
- ◆ 災害を未然に防ぎ、災害に備え、災害に立ち向かうことができる地域づくり。

2 重点取組と行政の役割

(1) 消防体制の整備充実

・消防施設、装備及び消防水利等を計画的に整備するほか、消防職団員、自主消火組織及び自衛消防隊等の育成に努めます。また、消防団をはじめ消防防災関係機関等との連携を強化し消防力の整備充実を図ります。

(2) 救急体制の整備充実

・車両、高度救命資器材等を計画的に整備し救急救命体制の高度化を推進するほか、医療機関との連携を強化しメディカルコントロール体制の充実を図ります。また、普通・上級救命講習会等により応急手当を普及啓発し救命率の向上を目指します。

(3) 火災予防の推進

・住宅防火訪問、査察等による是正指導のほか、防火管理者及び危険物保安監督者等の指導育成により、地域における火災予防を推進します。また、幼年消防クラブや家庭防火クラブなど防火協力団体等の結成を促進し、防火に関する知識等の普及啓発を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①自主消火組織等の活動
- ②自主救護能力の向上
- ③普通救命講習会等の受講
- ④救急車の適正利用
- ⑤防火意識の高揚
- ⑥家庭防火クラブ等の結成や、消防訓練等への参加による放火されにくい地域環境の整備
- ⑦自衛消防隊等の活動
- ⑧応急手当法の取得に向けた積極的な取組
- ⑨普通救命講習会等の受講
- ⑩防火への積極的な取組
- ⑪消防関係法令等の遵守
- ⑫防火対象物：自主防火管理体制の確立
- ⑬危険物施設：自主保安体制の確立



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
年間火災件数	97 件 (平成 18 年)	76 件 (平成 23 年)	↓	火事を減らす防火意識の向上をめざし、関連する取組を検証する指標として設定 直近の 10 年間を対象に算出した年間火災件数の平均値を基準とし、目標値を下方設定する。
普通救命講習会等の受講者数	20,936 人 (平成 18 年)	53,087 人 (平成 23 年)	↑	救命体制の年次的な強化をめざし、進ちよく状況の把握する指標を設定 10 才～65 才までの人口の 20%が 10 年間で普通救命講習等を受講すると仮定し、年間受講者数を 5,000 人と想定する。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市地域防災計画 修正版

6 他の施策との連携

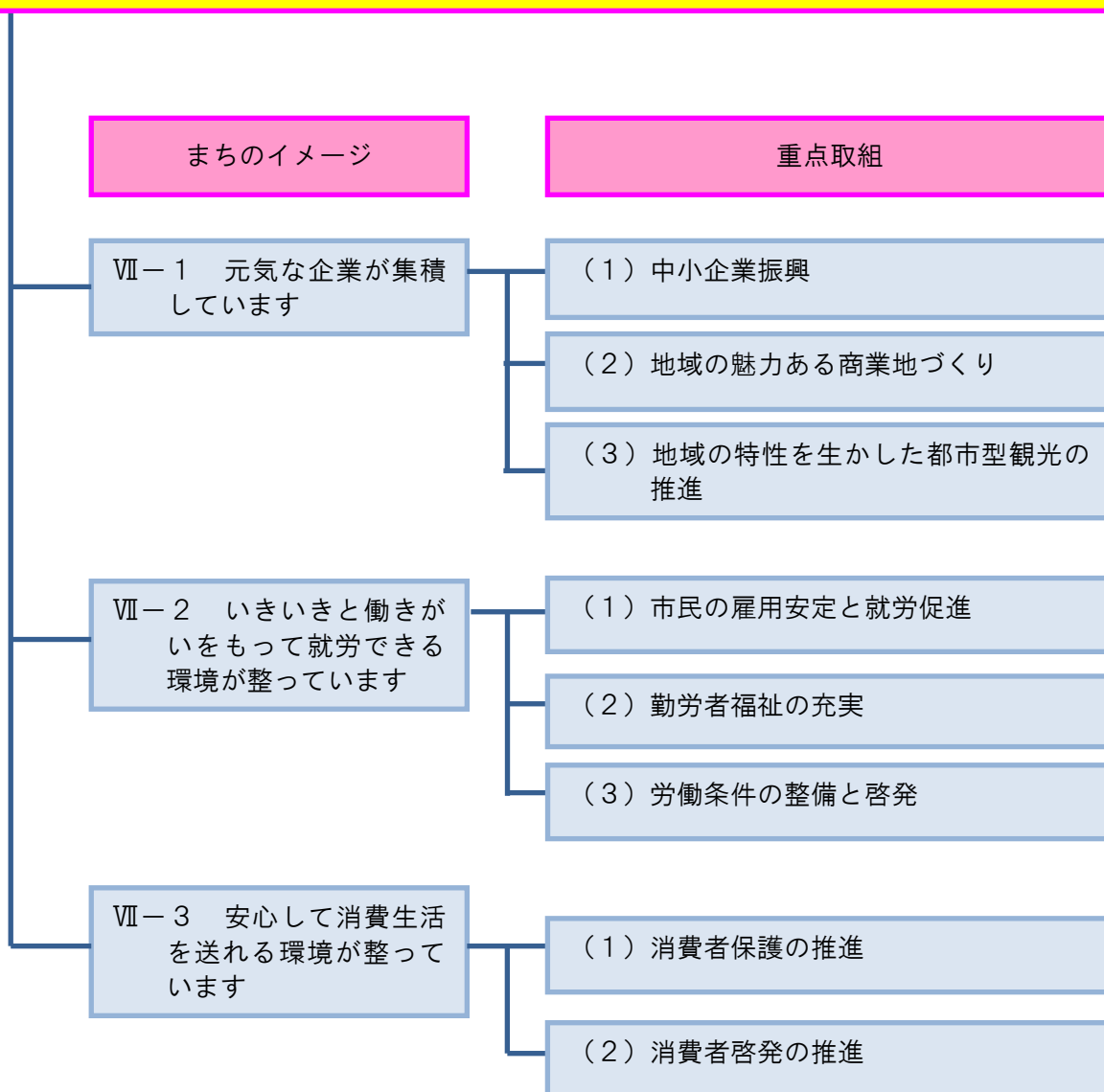
—

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本方針>

ルートⅦ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち



**ルート
(基本方針)** **Ⅶ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち**

**まちの
イメージ** **Ⅶ-1 元気な企業が集積しています**
事業者による活発な事業活動と市民の雇用拡大が進み、活力あるまちになっています。
また、魅力的な商業地や人気の高い集客施設には、市内外から人が集まり賑わっています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 事業者の廃業や市外移転などにより事業所数が減少傾向にある中で、既存企業の中でも特に景気動向等の影響を受けやすい中小企業に対しては、事業活動の安定に資する支援を行う必要があります。
- ◆ 起業家支援、企業誘致等により、市内の産業集積を維持、拡大していくことも必要です。
- ◆ 集客力・生活利便性の向上につながる商業地と地域コミュニティの場となることは、商業地の活性化にとって欠かせないものとなっています。
- ◆ 内外からの誘客力の向上に資する戦略的な都市魅力の発信が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 中小企業振興

- ・ 事業者の販路開拓、人材育成、企業間マッチング等に対する支援を行います。
- ・ 起業家に対する事業継続支援を行います。
- ・ 住工混在地域における事業者の定着支援を行います。
- ・ 市内産業の活性化につながる企業誘致を進めます。

(2) 地域の魅力ある商業地づくり

- ・ 商店街が地域コミュニティの核となる交流の場づくりなど魅力ある商業地づくりを支援します。
- ・ 商業地において組織化などの取組について支援します。

(3) 地域の特性を生かした都市型観光の推進

- ・ 積極的な都市魅力の発信に努め、市外からの誘客を図ります。
- ・ 市民や事業者間をつなぐことで観光施策の担い手の拡充に努めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①地域社会の発展における産業振興の重要性についての理解
- ②地元企業での就労や消費、地域住民の雇用、地域企業間での取引や交流など、地域経済の循環と活性化に向けた積極的な取組
- ③地域の商店街等の魅力を知り、交流の場として活用する環境づくり
- ④地域にとってかけがえのない魅力ある商業地づくり
- ⑤観光情報など市の魅力の発信



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
吹田市の開業率と 廃業率	開業率 6.7%	開業率 3.4% (平成 21 年度)	↗	市内起業者の事業継続率を高め、 開業率が廃業率を上回り、事業所 数を増加させることをめざして、 指標を設定。
	廃業率 6.8%	廃業率 7.7% (平成 21 年度)	↘	
商店街・小売市場 における空き店舗 率	7.3% (平成 19 年度)	10.1%	↘	コミュニティの核となる商業地の 活性化をめざして、空き店舗率の 低下を目標に指標を設定。
観光施設利用者数	3,249,660 人	3,497,809 人 (平成 22 年度)	↗	市内外からの入込客数の増加をめ ざして、市内主要施設の利用者数 を指標に設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市新商工振興ビジョン
- 吹田市観光ビジョン

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
IV-1 エネルギー	地域産業活性化の一環として、環境マネジメントシステムの導入促進やグリーン購入、グリーン契約の普及促進など環境施策との連携を図ります。
VII-2 雇用・就労	市内事業所への人材供給や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発等において、雇用・就労施策との連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅶ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち
まちの イメージ	Ⅶ-2 いきいきと働きがいをもって就労できる環境が整っています 求職者は就労相談や職業紹介、講座開催などニーズに応じたきめ細かな支援を受け、就業機会が高まっています。また、勤労者は勤労者福祉施策の充実、労働条件の整備によっていきいきと働きがいをもって働いています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 厳しい雇用情勢が続いている中、市民の雇用安定と就労を促進する必要があります。
- ◆ 従業員の福利厚生を図ることが困難な市内中小企業に勤務する労働者の福利厚生の充実が必要です。
- ◆ 労働者が安心して働き続けるための労働条件や職場環境の整備に関する啓発が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民の雇用安定と就労促進

- ・「職住近接」をキーワードとして、JOBナビすいたを運営し、求職者と地元企業をつなぐ職業紹介を行うなど積極的な雇用対策を行います。
- ・就労相談や就職に役立つ講座を実施し、市民の就労促進を図ります。

(2) 勤労者福祉の充実

- ・労働者の福利厚生の充実を図る手法としての勤労者福祉共済事業を実施します。
- ・勤労者向けの事業の充実を図り、労働者の福祉の向上と健康増進を図ります。

(3) 労働条件の整備と啓発

- ・勤労者の現状とニーズを把握し政策形成に活用するため、労働事情調査を実施します。
- ・労働者が安心して働ける環境づくりのため、労働相談や法律セミナー、労働関係情報の提供を行います。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①働き甲斐のある仕事をし、いきいきとした生活を送る仕事と生活の調和
- ②安定して雇用できる環境づくり
- ③従業員が働き甲斐を持ち続けられる職場環境づくり
- ④労働関係の法令を遵守し、従業員が安心して働ける環境づくり

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
JOB ナビすいた、JOB カフェすいた就職者数	—	789 人	1,250 人	就職機会の増加を目標として、JOB ナビすいた、JOB カフェすいたの就職者数を指標として設定。
吹田市勤労者福祉共済の被共済者数	2,299 人	2,141 人	4,600 人	市内事業所で働く労働者の福利厚生の充実を測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等

—

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
I－3 男女共同参画	働きやすい職場環境づくりに向けて、仕事と家庭の両立支援に向けた啓発等、男女共同参画施策と連携を行います。
VII－1 産業振興	市内事業所への人材供給や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発等において、産業振興施策との連携を行います。

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ルート (基本方針)	Ⅶ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち
まちの イメージ	Ⅶ-3 安心して消費生活を送れる環境が整っています
	消費生活に関するさまざまな情報を得て、安心して生活を送っています。また、消費生活上のトラブルに対しては、速やかに問題を解決できる相談体制が整っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化や高度情報化が急速に進むなど社会経済状況が変化する中で、消費者問題は複雑かつ多様化しています。
- ◆ 今日的な消費者問題に対応するため、時代に即した情報提供を行うとともに、相談者のスキルアップが重要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 消費者保護の推進

- ・ 必要な助言を行うなど消費者相談体制の充実を図ります。
- ・ 消費生活に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 消費者啓発の推進

- ・ 各種啓発講座やパネル展示などにより、情報提供し消費者意識の向上を図ります。
- ・ 自主的な消費者の学習活動を支援します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 各種啓発講座等への参加
- ② 消費生活に関する情報の意欲的な収集

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
消費生活相談件数における解決率	98.6%	97.4% (平成 22 年度)	100%	消費生活問題の解決率の向上を目指して、消費生活センターで受け付けた相談がどれだけ解決したかの率を指標として設定。
消費者の利益と安全の確保に関する満足度	—	47.2 点 (平成 22 年度)	↗	消費者の利益と安全の確保に関する満足度の向上を目標として、満足度の平均評価点を指標として設定。

5 関連する分野別計画等

—

6 他の施策との連携

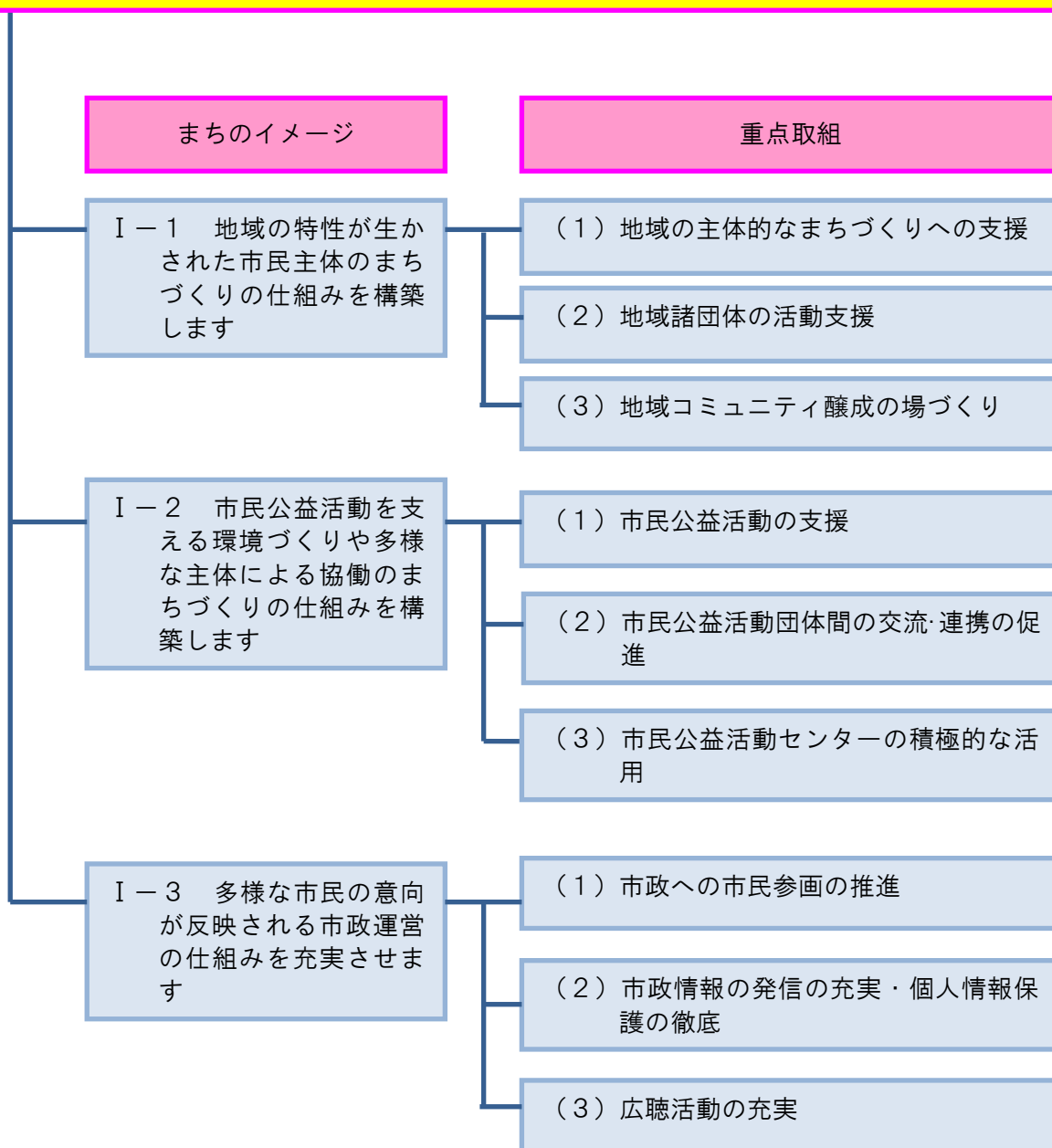
—

写真・グラフなど

写真・グラフなど

<基本姿勢>

ベース I 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます



ベース (基本姿勢)	Ⅰ 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます
まちの イメージ	Ⅰ-1 地域の特性が活かされた市民主体のまちづくりの仕組みを構築します <p>地域の身近な課題は、これからは、地域を熟知した住民が主体的に解決していくことが求められています。</p> <p>地域の課題を地域自らが考え、その解決方策の提案を行うなど、市民主体のまちづくりを進める仕組みを構築し、相互の支え合いや交流の中で、その地域ならではの個性が輝く地域社会の形成を図ります。</p>

1 まちの現状と課題

- ◆ 少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズが多様化しています。
- ◆ 自治会加入率の低下などに伴い、近所付き合いの希薄化などによる地域の互助機能が低下しています。
- ◆ 身近にあるコミュニティ施設は、コミュニティ醸成の場として欠かせないものであり、親しみある施設として、さらなる利用促進を図る必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 地域の主体的なまちづくりへの支援

- ・地域のことは地域で決め、主体的に活動する仕組みづくりを支援します

(2) 地域諸団体の活動支援

- ・自治会をはじめ、地域諸団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。

(3) 地域コミュニティ醸成の場づくり

- ・既存のコミュニティ施設の老朽化対策やバリアフリー化などのほか、地域のニーズを踏まえた施設機能の確保を図るなどコミュニティを醸成する場づくりを進めます。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 地域活動への参加
- ② 地域のまちづくりの取組
- ③ 地域の交流を通じたコミュニティの活性化の取組

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
住民同士の絆、交流を通じた諸活動の満足度	—	53.8 点 (平成 22 年度)	↗	住民同士の絆、交流を通じた諸活動の満足度の向上を目標として市民意識調査の平均評価点を指標に設定。
施設の利用者数	946, 457 人	904, 598 人	↗	コミュニティ施設が活発に利用されているかを測る指標として設定。

5 関連する分野別計画等

—

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ベース <small>(基本姿勢)</small>	1 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます
まちの イメージ	1-2 市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体による協働のまちづくりの仕組みを構築します ボランティアやNPOなどによる主体的な市民公益活動を支援します。 また、地縁団体やNPOなどの団体相互の交流や協働が進む仕組みづくりに取り組みます。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市内を拠点に活動する市民公益活動団体は多く、活動も活発ですが、運営のノウハウや、活動資金の調達など組織基盤の強化が団体の運営面での課題となっています。
- ◆ 個別に活動する市民公益活動団体が多くみられ、連携や協力などの関係づくりにつながる交流できる環境が求められています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民公益活動の支援

- ・市民公益活動を促進するための情報提供や人材育成等の施策の充実に取り組みます。

(2) 市民公益活動団体間の交流・連携の促進

- ・市民公益活動の支援に取り組む団体と連携して、各団体間の交流・連携を支援します。

(3) 市民公益活動センターの積極的な活用

- ・市民が希望する講座など市民公益活動センターの取組が魅力のあるものになるよう働きかけるとともに、市民公益活動に関する情報や相談体制の充実など市民公益活動センターの施設利用を促進します。

3 市民・事業者・団体の取組

- ①市民公益活動について知り、理解を深め、自身の自己実現や生きがい、興味関心などから、やってみたいと思う活動への参加
- ②市民活動と出会う場として、市民公益活動センターを有効利用
- ③市民公益活動団体の運営力強化のノウハウの習得や団体相互の交流などができる市民公益活動センターの有効利用



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市民公益活動団体数	221	297	↗	市内を活動拠点として、活発な市民公益活動が行われていることを測る指標として設定。
市民公益活動の促進に関する満足度	—	51.1 点 (平成 22 年度)	↗	市民公益活動の促進施策の向上をめざして、満足度の平均評価点を指標として設定。

5 関連する分野別計画等

- 吹田市市民公益活動の促進に関する基本方針

写真・グラフなど

写真・グラフなど

ベース (基本姿勢)	Ⅰ 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます
まちの イメージ	Ⅰ-3 多様な市民の意向が反映される市政運営の仕組みを充実させます。 市民の関心が高まるよう、市政に関する情報を容易に得ることができる環境の充実に努めます。 また、市民が市政に参画できる環境を整え、市民の意向を反映した市政の実現に取り組みます。

1 まちの現状と課題

- ◆ 性別や年齢層など偏りのない市民参画のもと、総体としての市民の意向を把握し、施策に反映させる仕組みが必要です。
- ◆ 様々な媒体を活用し市政情報を発信するとともに、市が保有する個人情報の適正な取扱いが必要です。
- ◆ 市民ニーズが複雑、多様化しており、そのニーズを的確に把握する必要があります。
- ◆ 市民から寄せられる相談内容が、複雑、多様化しており、他機関とのさらなる連携が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市政への市民参画の推進

- ・性別や年齢層など偏りのない市政への参画が進む仕組みの構築に取り組みます。

(2) 市政情報の発信の充実・個人情報保護の推進

- ・市報、ケーブルテレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して市政情報を発信するとともに、個人情報については適正な取扱いの確保に努めます。

(3) 広聴活動の充実

- ・幅広く市民の意見を聴取することにより、諸課題を把握し、広聴活動の充実を図ります。
- ・他機関と連携し、多種多様な市民の相談に対応できるよう相談業務の充実を図ります。

3 市民・事業者・団体の取組

- ① 市政に関心を持ち積極的な参加
- ② 個人情報の適正な取扱い

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

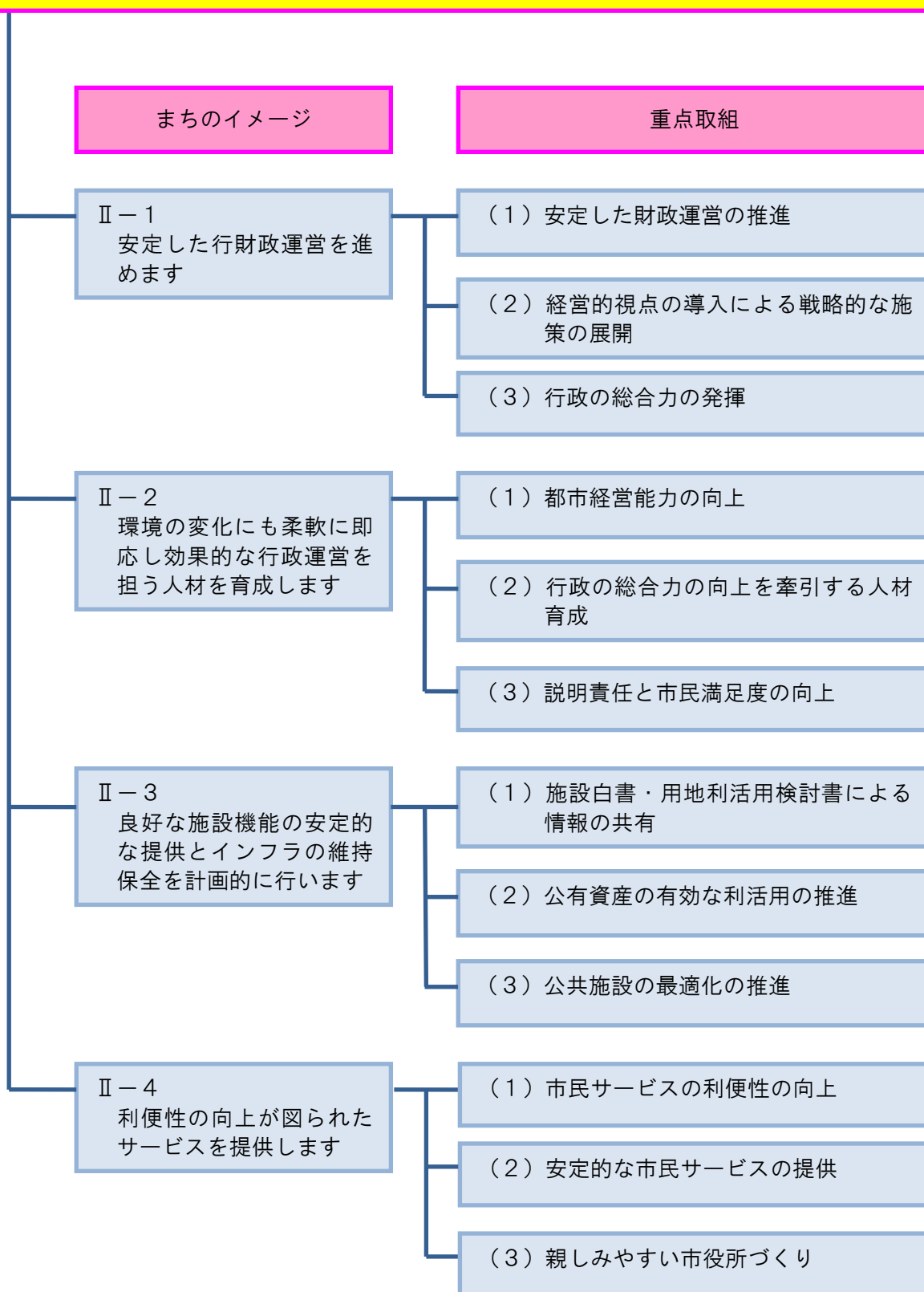
指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	7.6%	4.4% (平成 22 年度)	↗	市政への市民参画の推進を測る指標として設定。
市政情報に満足している市民の割合	40.9%	34.9% (平成 22 年度)	↗	市が発信する情報の満足度の向上をめざして指標として設定。

5 関連する分野別計画等



<基本方針>

ベースⅡ 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します



ベース (基本姿勢)	II 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します
まちの イメージ	II-1 安定した行財政運営を進めます 時代の変化に迅速かつ柔軟な対応ができる行政組織体制を確立し、行政評価などのマネジメントシステム活用による政策・施策・事業の最適化を図り、安定した行財政運営を確立します。 また、国・府の権限移譲を受け市民生活に身近な基礎自治体としての役割を果たしながら、多様な主体による協働と適切な役割分担によるまちづくりを進め、市民が豊かさを感じる施策の展開を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 時代の要請に応え得る弾力性のある財政構造への転換が必要です。
- ◆ 安定した財政運営となるように健全な収支構造を確立することが必要です。
- ◆ 少子高齢化に伴う影響など行政運営における中長期を見据えたマネジメントが必要です。
- ◆ 多様なまちづくりの主体の連携・交流により、まちを元気にする新たな価値を創出することが期待されています。

2 重点取組と行政の役割

(1) 安定した財政運営の推進

・次世代に過度な負担を残すことのない、収支構造の確立と硬直化する財政構造を改善します。

(2) 経営的視点の導入による戦略的な施策の展開

- ・行政評価、実施計画、予算を一連のつながりのある PDCA サイクルとして機能させるなど、効果的なマネジメントによる最適な施策・事業の推進を図ります。
- ・中核市への移行を視野に入れながら、基礎自治体として時代の変化に対応し、行政組織として迅速な意思決定ができる組織の権限委譲を進めます。

(3) 行政の総合力の発揮

- ・行政組織のスリム化を図るとともに、行政内の連携、協力による総合力を最大限に発揮できる体制を確立します。
- ・協働と役割分担によるまちづくりを進めるため、人とまちをつなぐコーディネートの役割を果たせるように努力します。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
全施策の満足度評価の平均評価点	—	53.5 点 (平成 22 年度)	↗	政策全般における市民満足度の向上を目標とし、指標を設定。
住民千人あたりの職員数（普通会計）	7.51 人	6.65 人 (平成 23 年度)	↘	職員配置の適正化を測る指標として設定。
経常収支比率	97.3%	102.9% (平成 22 年度)	95%以下	財政構造の弾力性を測る指標として設定。

4 関連する分野別計画等

- 第 2 期財政健全化計画（案）前期計画
基本計画 施策 構成イメージ（案）

ベース (基本姿勢)	II 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します
まちの イメージ	II-2 環境の変化にも柔軟に即応し効果的な行政運営を担う人材を育成します 既成概念にとらわれることなく、豊かな感性と柔軟な発想を持ち、粘り強く改善改革を 実践し、行動する人材を育成します

1 まちの現状と課題

- ◆ 社会の変革に対して、職員自らが役割を再確認し、改善改革を継続する。
- ◆ 組織の強化と能力向上を図り、吹田市の持続的な発展に資する。

2 重点取組と行政の役割

(1) 都市経営能力の向上

- ・ 市民ニーズを的確に捉え、情報分析等をもとにした政策形成能力の向上を図ります。
- ・ 様々なまちづくりの主体間の連携や協働などあらゆる経営資源をうまくつなぐネットワーク形成能力を高めるなど、地域主権時代にふさわしい都市経営を推進する人材育成を行います。

(2) 行政の総合力の向上を牽引する人材育成

- ・ 能力開発としての視野を拓げるジョブローテーションによる経験の蓄積をはじめ、必要と考える能力を習得するための知識や技能の伝承や相互学習を行う環境整備をします。
- ・ 自分で必要な能力をつける自学の姿勢を基本として、計画的なキャリア形成を行い、組織力をあげていく職場風土を醸成します。
- ・ 効率的な業務の遂行のための時間管理と人材マネジメント等を行い、組織力を向上させます。
- ・ 行政組織の総合力向上を牽引するリーダーシップを育みます。

(3) 説明責任と市民満足度の向上

- ・ 行政サービスの市民満足度を高めるため、説明責任を果たし、改善意識を持ちながら業務を遂行します。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
研修受講回数 (年間一人当たり)	2.5 回	4.3 回	5.0 回	チャレンジする職員が成果を上げられるよう、職務遂行能力の開発向上する職員を支援するため研修受講回数の増加を方向付けるものとして指標を設定

4 関連する分野別計画等

—

ベース (基本姿勢)	II 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します
まちの イメージ	II-3 良好な施設機能の安定的な提供とインフラの維持保全を計画的に行います 世代を超えた市民の共有財産である公共施設について、行政需要との適合など、全体最適の視点で、良好な施設機能が提供できるよう計画的な管理運用を進めます。 また、施設の計画的な維持保全等を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 施設の集約化に伴う余剰資産や未利用地の利活用による公共施設の最適化に伴う財源循環を確立します。 さらに、道路、水道、下水道などのインフラについても機能がストップすることがないように計画的な維持保全を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 公共施設の老朽化が進んでおり、今後更新時期が一定期間に集中することが予想されます。
- ◆ 多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくことが求められています。
- ◆ 時代の変化による施設の機能向上など社会的要請に対応していく必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 施設白書・用地利活用検討書による情報の共有

・施設白書・用地利活用検討書による情報提供を行っています。

(2) 公有資産の有効な利活用の推進

- ・未利用公有財産の有効活用や売却等を進めます。
- ・売却により得た収入は公共施設最適化の財源として、基金への積み立て等を行います。

(3) 公共施設の最適化の推進

・公共施設の保全や整備、施設数及び質の見直しなど、公共施設最適化を進めるための方針である（仮称）公共施設最適化計画及び個別計画を策定します。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
公共施設の利用しやすさの満足度	50.4 点	51.2 点 (平成 22 年度)	↗	公共施設の利用に関する満足度の向上（安全性を含む）

4 関連する分野別計画等

- （仮称）吹田市公共施設最適化計画等

ベース
(基本姿勢)

II 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します。

まちの
イメージ

II-4 利便性の向上が図られたサービスを提供します

多くの市民が利用する証明書等の発行について、身近な場所、都合の良い時間帯でサービスを受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

1 まちの現状と課題

- ◆ ICTなどの技術革新による、様々な行政サービスへの利便性の向上や業務の効率化への期待が高まっています。
- ◆ 高齢化の進展、多様化傾向にある市民のライフスタイルなどに対応できるサービスが求められます。
- ◆ 震災などにより市役所機能の停止など業務遂行に当たっての危機管理への備えが必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民サービスの利便性の向上

- ・ コンビニエンスストアでの証明書等の発行や、インターネット活用による、自宅パソコンやスマートフォン等どこでも利用できるサービスの仕組みづくりに取り組みます。

(2) 安定的な市民サービスの提供

- ・ 災害時であっても、外部データセンターの活用など民間インフラを活用することで、必要な業務を継続できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 親しみやすい市役所づくり

- ・ 市民の目線に立った、市民と行政サービスをつなぐ分かりやすい説明と質の高い接遇を徹底させます。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 32 年度	
市の窓口サービスに満足している市民の割合	—	—	↗	行政サービスにおける対応など窓口における市民の満足度の向上をめざして、指標を設定

4 関連する分野別計画等

- 吹田市第2期情報化推進計画